

# 白 風 治 の

やまなし

## 特 集 税収確保対策の取り組み

巻頭随想  
市町村リレーまちづくり夢づくり  
合併コーナー  
苦言提言  
がんばっ~ていまへす  
電子自治体コーナー  
イベントごよみ

3

Vol.21  
March  
2007

はっらっ!!

# 市町村職員

上野原市役所 建設経済部 経済課

飯塚 宣裕 さん

Yoshihiro Iizuka



私は平成16年4月に当時の上野原町役場(現上野原市役所)に採用になり、経済課に配属されました。

経済課には商工・観光振興や農林業振興、農業委員会事務局等の業務があり、私は農村活性化施設の維持管理に関することや畜産振興に関することや、有害鳥獣対策、また年1回開催している「農林業まつり」等の業務に携わりました。最初の頃は何をやるにも先輩方の指導を仰ぎ、数多くの助言を頂いたものです。また、この課は扱う業務の分野が幅広く、問い合わせの電話の対応には大変苦労しました。

3年目の現在は農業委員会事務局を担当しており、農地法の許可申請を受けて各地区の農業委員さんと共に現地調査を行い、農地転用についての審議を行う総会を毎月開催しています。総会では毎回異なった案件を扱い、農業委員さんからは様々な意見が出てくるため日々学習することが多いです。

これから先、どの部署へ配属されても勉強していく事は多いと思われませんが、市民の立場に立って考えることを心掛け、上野原市の明るい未来のために努力していきたいと思っています。

## AFTER NOTES

### 編集後記

厳しい財政状況の中での予算編成作業が終わり、年度末の人事異動作業も佳境に差し掛かっている頃ではないでしょうか。息つく間もなく、4月には県議会議員選挙や市町村長選挙、市町村議会議員選挙が予定されています。

年度末・年度初めの業務も多忙を極めていることと思いますが、ご自愛の上、住民サービスの向上に向けてご活躍あらんことをご期待申し上げます。

# 白 治 の 風

Content

やまなし

まち自慢	増穂町 増穂ふるさと自然塾	
巻頭随想	21世紀に吹く自治の風 都留文科大学助教授 武居 秀樹	02
市町村リレー	「昭和町」	04
特集 税収確保対策の 取り組み	特集1 今なぜ税の徴収対策か	08
	特集2 県の税収確保対策の 取り組みについて	12
	特集3 更なる徴収率の向上にむけて	15
	特集4 研修派遣の背景	17
	特集5 滞納管理システム導入による 収納体制の強化について	20
合併コーナー	上九一色村の分村同時合併によせて 旧上九一色村長 小林 貴	25
苦言・提言	サードエイジとは (有)コマツガーデン 代表取締役 後藤みどり	27
がんばっていま～す。		28
電子自治体コーナー	ふじかわぐちこ安心e-ネット	30
自治 Q & A		32
市町村イベントごよみ		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!市町村職員		

## 編集後記

Yamanashi JICHI no KAZE Vol.21 March.2007



### ■表紙写真

Kai・遊・パークの愛称で親しまれている玉輪公園。甲斐市南部のアルプス通り沿いに、昨年4月にオープンしました。中央には芝生広場が配置され、いたるところに樹木や色とりどりの花が咲き乱れる花壇があり、訪れた人の憩いの場となっています。また、併設された総合屋内プールには、歩行用プールなど4種のプール、エアロバイクなどが設置されたトレーニングルームがあり、日替わりで各種フィットネス教室が開催されています。

【甲斐市提供】

# 時の人

TOKI no HITO Man & Woman

## 「隣人が外国人」

## 国際化・新たな行政課題

近年、県内でも外国人居住者も多く見かけるようになりましたが、中央市では住人の半数近くを外国人が占める県営団地があるなど、まさに隣人が外国人といった地区も現れ始めています。

こつした中国国際交流を担当する企画課山本さんを始め、市では、住民の国際意識の高揚を図りつつ、外国人居住者との連携強化のための取り組みを推進しようとしています。

旧田富町南部地区では児童の15%、保育園児の20%以上が外国籍という中、小学校へ通訳を配置するとともに、来年度には市庁舎窓口にも通訳を配置し、外国人居住者の相談業務の強化を図ろうとしています。また、ごみ分別の各種外国語パンフレットを作成・配付するなど、特に生活に密着した環境問題等への対応は喫緊の課題になっているとのこと。

一方、こうした市の取り組みに呼応し、前述の団地では自治会内部に外国人執行部が設置されるなど、市民サイドからも新たな取り組みが芽生え始めており、新たな行政課題として浮上してきたこの問題に関し、リーディングケースとしての市の今後の取り組みが注目されます。



山本 真魚さん  
Maio Yamamoto  
中央市総務部企画課企画政策担当

# 巻頭

# 随想

都留文科大学助教授

武居 秀樹

## 21世紀に吹く自治の風 上越市の地域自治区

[ZUISOU] 21  
YAMANASHI  
JICHI no KAZE 2007

### 新しい実験

平成の大合併が一段落し、その後の姿が次第に明らかになってきている。全国においてこれまで考えられなかった規模の巨大な基礎的自治体の誕生に改めて驚かされることも多い。分権改革の受け皿となる財政力や人材、行政能力を備えた団体が誕生しつつあるといえる。しかし、地方分権改革がそうであるように団体自治の拡大は進みつつあるが、一方で住民自治は拡大しているのか点検されなければならぬ段階にきている。そうした視点から今、注目されているのが新潟県上越市である。

私のゼミナールでは、昨年夏、上越市の地域自治区、住民自治組織の調査を行った。上越市は、14市町村という平成の大合併での最大の自治体数の合併により2005年1月に誕生した。面積では東京23区の1.5倍の巨大基礎的自治体が誕生した。そこで、住民自治の発展、行政と住民の協働にむけた新たな実験が開始されているのである。上越市では、合併特例法に基づき条例で旧町村を単位に13の地域自治区をつくり、そこにそれぞれ総合事務所と地

域協議会（住民自治組織）を設置したのである。地域協議会は法的には長の付属機関であるが、その選任過程において、全国で唯一選挙による投票を行う事実上の準公選制を採用しているのである。委員（任期4年）は最終的には市長の任命によるが、選挙を通じて住民の代表委員を選出し、しかもこの委員は無報酬を原則としている。これこそ、住民が自らの代表を選び、選ばれた委員が地域の発展のために、行政と協力し尽力するという住民自治の原点を示しているのではないだろうか。地域協議会の権限として次のようなものがある。市長が予め地域協議会の意

見聴取を義務づけられているものとして、①地域自治区内の重要な施設の設置及び廃止に関する事項、②上越市が策定する基本構想等のうち地域自治区の区域に係る重要事項などがあり、さらに、市長や市の機関から諮問される地域協議会が必要と認めた場合、①各区総合事務所が所掌する事務や上越市が処理する地域自治区の区域に係る事務、②上越市の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項などを審議・決定することもできる。このように、当該の区域に関して相当程度の権限も付与されているのである。したがって、付属機関と



武居 秀樹  
Hideki Takei

### PROFILE

昭和31年生まれ。東北大学大学院経済学研究科修了。財団法人政治経済研究所・主任研究員を経て、平成16年より都留文科大学助教授。現在、富士吉田市情報公開・個人情報保護審議会会長。50歳。

しての意見具申や諮問・答申といった限界を一部越えて、行政に対する緩やかな拘束性・権限を持つ組織と位置づけられている。

この地域協議会が、地域の諸問題について自ら問題を提起し、住民を巻き込んで行政と住民の協働を実現していくリーダーの役割を果たすことができれば、21世紀の住民自治の新たな可能性を開くことになるのではないだろうか。

一方、上越市の総合事務所は、①「所管区域を定めて地域的に長の権限に属する事務を分掌」する出先機関という性格を持つことに加え、実態として②「地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させる」ために設置された地域協議会の事務も所管しているという点で、これまでの支所や出張所と異なるのである。これまでの出先機関の限界を一部越えて地域の諸問題の解決に責任を持ち、行政と住民との新たな協働を生み出していく拠点として発展していく可能性を持っているのである。

## 課題は何か

しかし課題も少なくない。13の地域協議会のうち選任投票が実施されたのは6つに過ぎない。第1回目の選挙か

ら定員（旧町村議会の定数）割れをおこし、3つの自治区では立候補者以外から市長が委員を選任している。私たちの調査では、選任選挙が行われた地域協議会の方が活発に活動を行っていることが確認された。恒常的に委員の人材確保やその能力を高めていくことは、かなりの努力を必要としている。また、地域協議会が今後意思決定機関として機能していくためにも、その意思を実行する町内会やNPOなど住民組織、最終的には住民ひとり一人の自覚をどのように高めていくかなど課題は多い。

しかし、地域協議会が地域コミュニティを基礎にして成立しているからこそ、また、選挙というハードルを越えているからこそこうした課題に対応でき、こうした課題を解決することが可能になったといえるのではないだろうか。

また、総合事務所における事務は、その事務所長が市長の補助機関であることから、事務の決裁権（事務決裁規程）や予算執行権（財務規則）などに拘束され、市役所の各課で所管する事務とほとんど重複している状況にある。実態としては出先機関を超えながら、制度としては出先機関のままであるという乖離も存在している。これは、同

時に予算執行における制度と実態の乖離も生じさせている。総合事務所に真に必要な事務とは何か事務分掌の整理が必要とされている。

総合事務所の長の役割は決定的で事務所の職員的能力向上も重要な課題である。事務所長の権限をどの程度まで認めるか、人事のローテーションをどのように組み立てるか、また定数削減計画を推進しているなかでどこまで人員を配置できるかなど、ここでも課題は少なくない。

これらの課題は、巨大な基礎的自治体において自治体内の過疎地域、すなわち行政サービスの光の当たらない地域を生む可能性が存在するなかで、上越市以外の基礎的自治体にとっても重要である。この課題を解決するためには、地域自治区に有能な人材を配置し、地域の固有の課題を汲み上げ解決する総合事務所を作り上げていくしかないのではないか。地域協議会が活発に活動を開始し、総合事務所を必要とした時に、「出先だから自主的な判断はできません」では、住民自治を萎縮させかねない。

## 地方自治の生命線とは何か

このような課題を抱えながらも、21世紀における住民自治の発展を考えるうえで、上越市の実験は決定的に重要であり、その意義は全く色あせない。最後に、この実験が14市町村の合併という産みの苦しみのなかから生まれてきた知恵であるとともに、旧上越市の行政マンたちの強いリーダーシップにより実施されてきたことを強調したい。私たちのインタビューに対し担当部長は、「準公選は地域自治区の発展の生命線」と言い切った。現在の地方自治にとって生命線とは何か、改めて問われているように思う。

# まちづくり夢づくり

MACHIZUKURI YUMEZUKURI

21

昭和町



## 何かあった時にお願いできる

～昭和町ファミリーサポート事業～



「子育てを一人で抱えて身動きがとれなくなり、切羽詰まってファミサポしようを訪ねました。私にとって勇気のいることだったけれど、一歩踏み出すと、子育ては自分だけじゃなく、人の力を借りることもできるんだ、と肩の荷が少し下りた気がしました。」…ファミリースポーツしようわに寄せられたお礼の手紙の一節です。

昭和町ファミリーサポート事業は、子どもを預けたい人(依頼会員)と子どもを預かれる人(援助会員)が会員になり、地域の中で子育て支援を行う有償ボランティア制度です。発足は、平成17年12月。会員は、わずか一年の間に依頼会員141人、援助会員41人、両方会員4人を数えました。ファミリースポーツしようわは、会員同士を橋渡しする町の事務局です。皆さんファミサポと呼んでいます。

子どもは原則として、援助会員の家で預かります。依頼会員は、外出する時や自分の時間が欲しい時など、いつでも子どもを預けることができます。援助会員の多くは、子育てが一段落した先輩ママや、子どもが大好きなおばちゃんたち。初めて会う子どもを相手に、上手にスキンシップをとっていきま

す。「何かあった時にお願いできる」という安心感が、子育て中のお母さんに、自らの子育てを振り返るゆとりの時間を与えてくれます。



町立押原小学校

## 子育て教育環境の整備が進む

～工業団地の誘致と人口増加～



町立常永小学校

昭和町の急激な人口増加は、昭和40年に遡ります。県のテクノポリス計画の基幹工業団地として国母工業団地の土地取得に着手したのがこの年。当時5102人の人口が、工業団地で働く人たちの転入や、甲府市のベッドタウン化が進んだことにより、59年には1万225人と倍増しました。この間、町内では甲府バイパスや中央自動車道が開通し、常永団地建設や小中学校の増築・新設が行われました。基盤整備の進展と共に転入してきた新住民は、延べ8558人。昭和44年、229人

だった押原中学生も、59年には411人。現在は500人を超えるマンモス校となり、昭和町は子どもが多い町となりました。企業側は、都会から転入した社員とその家族が、快適に暮らせる住環境や子育て支援を要望。これに応えるように、町でも早くから施設整備や子育て・教育施策の充実を図り、近年では常永小学校の新設、押原小学校の改築、そしてその他すべての小中学校を整備し教育への投資を積極的に行っていきます。

平成17年12月策定した第二次昭和町行財政改革大綱は、町が今まで続けてきた子育て・教育施策を、根本から見直す契機となりました。第二次行革では住民が負担すべきものは、住民が適正に負担することが公平であるとの考えから、20年以上も継続してきた給食費の一部助成を廃止しました。また、協働を進める上で、住民と行政の役割や負担を明確にすることは不可欠であることから、過度の負担軽減の適正化を図りました。昭和町の子育て支援の象徴であった保育料の軽減も、五カ年計画による段階的な見直しを決定しました。

## 受益者負担を適正に見直す

～チルドレンズパークしょうわ～

町では受益者負担の適正化を住民に理解してもらうためには、早期に丁寧の説明することが重要だと考え「チルドレンズパークしょうわ」構想を作成しました。この構想は、町総合計画と次世代育成支援地域行動計画の理念に基づき、9km<sup>2</sup>の小さな町全体を子どもたちの公園に見立てたものです。妊娠から義務教育終了まで、保護者の子育てをハード・ソフトの両面から支える主要施策を住民に紹介しながら、受益者負担の適正化やまちづくりへの協力を



押原公園（現在建設中）

訴えました。その結果、改正時には保護者とのトラブルもなく今日に至っています。現在、町では防災、福祉、スポーツの拠点となる大規模公園を町の中央に建設中です。この公園がまさにチルドレンズパークとなり、子どもたちの笑顔があふれる場になることを期待しています。



たこづくり

## 子どもたちを地域が育てる ～昭和町という名のブランド～



農業体験（押原小）

最近、不動産業者が昭和町の物件を紹介する際に、町の学校教育や子育て支援政策をセールスポイントにしている広告を目にします。「昭和町」という名に対して、社会や住民がどのような印象を抱いているのか、私たちも関心があります。それは町が進めてきた行政サービスに対して示された社会の評価だからです。

昭和町といえば、町内を縦横断する主要幹線道路、二つの工業団地、大型店舗などが思い浮かび、県内では都会的な街だと感じている人が多いと思います。しかし、日常の暮らしの中には、昔ながらの懐かしい風景が今も残っています。小正月には獅子舞いが家庭を周り、どんど焼きで子どもたちがだんごを焼く。子どもクラブや育成会、生涯学習団体が伝統を引き継ぎます。

地域の大人が子供たちを見守り育てていることこそ、昭和町の誇れる特徴です。子育てボランティアの会が主催するたこあげ大会も、今年で20回を迎えました。小学校で行う米づくりなどの農業体験も、地域の大人が率先して協力し、子供たちを指導してくれます。学校の教師も整備された校舎を活用し、地域・家庭と連携して、かしくやさしくたくましく、心豊かな児童・生徒の育成に日々情熱を注いでいます。

昭和町は観光資源や農産物・商工品などの特産品が少ない町です。しかし、子どもの幸せを最も尊重していくという視点を大切に、施設を整備し課題に対し迅速に対応してきたことが、「昭和町」子育て支援のまち」というブランドイメージを築いてきたと私たちは考えています。

## 助け合いの心が 人と人をつなぐ ～うるおいと躍動のまちづくり～



セコンドハウスのおにいちゃん

ファミサポがスタートして1年3箇月。その間、すでに500回を超える援助活動が行われています。都市化の進展と共に、核家族が増えた昭和町。若いお母さんを、先輩ママが助けます。助けられた人の喜びと助けた人のやりがい、人と人をつなぎ、事業の活性化と持続力を高めています。ファミサポは、昔はあちこちで見かけたご近

自律的に活動できる風土を醸成すること。行政との良好なパートナーシップのもとで役割を担い合うことの二つです。ファミサポは会員間でお金とサービスを循環させる組織。この事業の発展は、協働の推進。町ができることは、会員のコーディネートと援助会員の後方支援。事業成否の鍵は、援助会員ひとり一人が握っています。

所の助け合いに良く似ています。援助会員は、サポーター研修を受けて活動していますが、知識や技術以上に助け合いの心があるからこそ成り立つ仕組みです。

ともに創る「うるおいと躍動の都市昭和」は、町の第五次総合計画における基本目標です。目標を実現するために必要なこと。それは、住民が自主的、

援助会員の家は、第二の家。子どもたちのセコンドハウスです。「この子が大きくなっても、我が家がセコンドハウスになったなら」…ふっと未来に思いをはせながら、援助会員は、今日も元気に活動が続けます。地道な活動の積み重ねが、人にうるおいを与え、人が躍動するまちをつくり、そこに住む人たちの夢づくりをお手伝いします。





特集

やまなし

# 自治の風

Feature Vol.21 March.2007

## 税収確保対策の取り組み

～自治体の自立に向けた第一歩～

平成12年の地方分権一括法の施行によって機関委任事務制度が廃止され、国と地方の関係が上下から対等の関係に変わった。平成18年には、三位一体の改革の結果、国庫補助負担金及び地方交付税の削減と引き替えに3兆円の税源移譲が決められた。その間、本県市町村においても行財政基盤の拡充と自立能力の向上を目指して市町村合併が進展し、64市町村から28市町村となった。

今、基礎自治体としての市町村には、住民の選択と負担による住民本位の行政を進めていくことが要請されている。自治体の自立には財政基盤の強化が不可欠であり、税収の確保など常に自主財源の強化に向けた努力をし続ける必要がある。

今回の特集では、税収確保対策を進めていくうえで特に重要な徴収対策に焦点を当て、いくつかの取り組み事例を紹介しながら、今後の事務のあり方を考えてみたい。

- |         |                              |                |       |
|---------|------------------------------|----------------|-------|
| ● [特集1] | 今なぜ税の徴収対策か                   | 山梨県<br>市町村課    | 小澤 賢蔵 |
| ● [特集2] | 県の税収確保対策の<br>取り組みについて        | 山梨県<br>税務課     | 上小澤 始 |
| ● [特集3] | 更なる徴収率の向上に<br>むけて            | 山梨県総合<br>県税事務所 | 岩間 誠  |
| ● [特集4] | 研修派遣の背景                      | 山梨県総合<br>県税事務所 | 小松 秀樹 |
| ● [特集5] | 滞納管理システム導入による<br>収納体制の強化について | 南アルプス市<br>収納課  | 荻野 猛  |

# 今なぜ税の徴収対策か

山梨県市町村課

小澤 賢蔵

## はじめに

平成14年6月の「骨太の方針2002」で示された「地方にできる事は地方に…」との方針の下、これまで、国と地方公共団体に関する3つの改革、①国庫補助負担金の改革、②税財源の移譲、③地方交付税の見直し、いわゆる「三位一体の改革」が実施されてきました。その結果、4・7兆円の補助金削減、3兆円の税源移譲、5・1兆円の交付税削減が行われたところです。地方にとっては大きな痛みを伴う改革であったわけですが、3兆円の税源移譲により長年の懸案であった地方税の充実が図られたところであり、一応の成果であったということができません。

また、この改革の過程で地方税の充実・涵養ということが話題になり、税の重要性に国民の目が向いたことは大変良いことでした。

地方においては、富士河口湖町の遊漁税などの法定外目的税等の創設、滞納整理機構の設立や東京都に代表される

県・市町村の連携事業などの徴収体制の整備、また、納税に関する外国語マニュアルの作成などが行われ、現在も税の充実・確保に関する取組みが模索されています。

また、税に関しては議会の関心も高く、住民の側からは不納欠損処理に対して住民監査請求や住民訴訟などの動きも活発になるなど、地方行政の運営の中で地方税の重要性の高まりに合わせた動きが見られます。

地方税をめぐる様々な動きの中で、徴収対策の強化等は、一つには財政上の要請から、一つには税の公平性の観点から、一つには直面する税源移譲を混乱少なく乗り切るために必要とされるところですが、以下、これらについて説明したいと思います。

## 1

## 財政上の要請

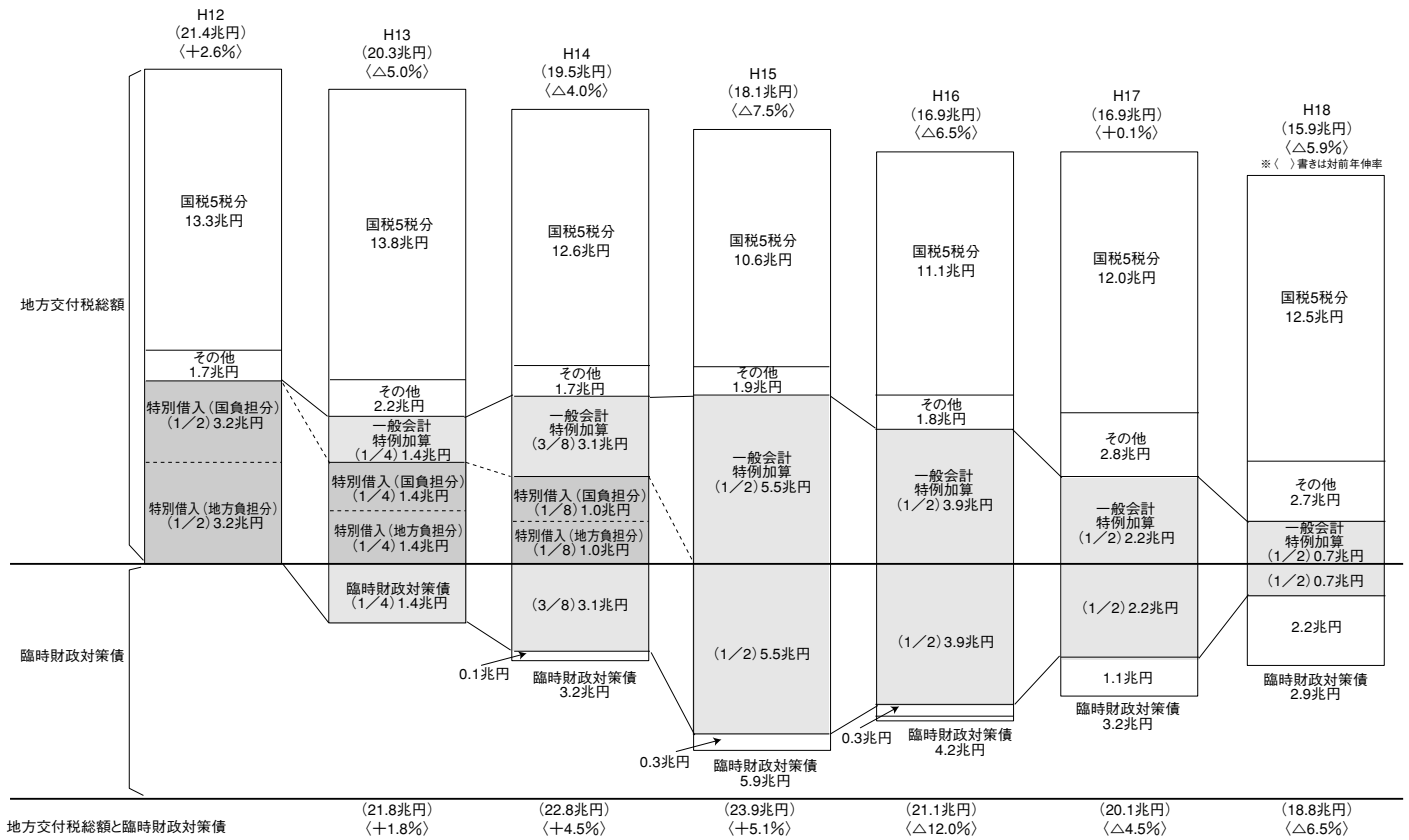
図①を見てください。これは、地方交付税等総額の当初予算計上額について、平成12年度から平成18年度までの推移を棒グラフにしたものです。この間、交付税総額が年々減少してきていくことが分かります。三位一体の改革以降は、臨時財政対策債も加えた額が大きく減少してきています。平成19年度は交付税総額は15・2兆円と、平成18年度に比較しさらに7千億円減少しました（H19年度地方財政計画）。この交付税については、国の財政再建にためて、近い将来に制度本来の姿（国税5税分のみ）にしていかなざるをえないという見方があります。この見方をする論者は、少子高齢社会の進展で行政需要は拡大していくものの、交付税の原資が限定される中で、交付税と地方税で財源保障する分野は警察・消防、社会福祉、義務教育、道路・下水道などのナショナルミニマム・ナショナルスタンダード部分と独自事業の一部と

し、それを超える部分については財源保障機能を縮小し、行政サービスの維持・拡大は住民の選択に委ねていこうとする主張を展開しています。住民が望むサービスを実施するには、現在実施している事業を廃止・縮小して財源を捻出するか、超過課税や法定外税の創設などで増税するかを積極的に住民に問うていこうと主張しているところです。

本県市町村にとって交付税は歳入の22%（H18年度当初予算平均値）を占める貴重な財源です。この交付税の縮減は行政サービスを縮小しない限り相対的に税の比重が高まることを意味します。財源の確保という観点から税の確実な徴収が要請されるところです。

## 2

図① 地方交付税総額（当初予算計上額）



# 公平性の確保

最近、給食費の滞納が話題になりました。文部科学省の調査によると、平成17年度における全国の小・中学校の給食費滞納額が22億円余であったとのこと。保護者のモラルの欠如が原因と多くの教員が語っているとの報道があったところですが、税の徴収に關しても全く同じ事がいえるのではないのでしょうか。

が筆頭にあげられるのでしょうか、行政の側がモラル向上のための対策を適時適切に講じてこなかったからとの指摘もあります。現年課税分の徴収率の低迷は、過去に徴収努力を怠り、毅然とした姿勢で滞納整理をしてこなかった結果でもあります。

ここ何年間か県内市町村の全税目の合計徴収率は全国で45位と低迷しています。平成17年度も、前年度より1%も向上したのですが、依然として45位のままでした。個々の団体で滞納額に対する考え方は色々でしょうから、純粋に当該年度分として、かつ、市町村の徴収努力が現れるものとして比較してみたのが表①（次ページ参照、市町村民税所得割の現年課税分の徴収率）です。徴収率を見ると、全国平均は97・8%が続いてきましたが、平成17年度は97・9%と0・1%上昇しました。特に大都市圏での努力の跡が伺われます。一方、本県は97・1%と平成16年度と同率で、調定額の約3%が滞納になってしまったことが分かります。

給食費の滞納の問題もそうですが、行政の側が、支払わなくても同じサービスが受けられると住民が誤認するような状況を放置することがあってはなりません。そもそも税は、納税者の資産・収入を踏まえて課税しており、課税後も減免理由があれば減免が可能で、実際にそのように運用しているはずで、支払わない人には毅然として適切な措置をとることによって、税の公平性が貫かれていることが確信できて、はじめて納税者が気持ちよく義務を果たしてくれるのではないのでしょうか。

徴収率の低迷の原因は、給食費の問題同様、納税者のモラルの低下・欠如



# 税源移譲への対応

## 4

冒頭にも記しましたが、いよいよ本年から税源移譲が実施されます。既に1月からは所得税が減少しており、6月からは住民税が増加することになります。地方にとっては、これまで国庫補助負担金として交付されていた金額を、今後は税として住民に納めてもらうことになった訳です。しかし、税源移譲の対象になった事務事業は、法令で地方に実施が義務付けられている事務事業ですから、これ

らを行って行くには移譲された税をしっかり確保する必要があります。また、普通交付税においても、算定上、税源移譲額は基準財政収入額へ100%算入することが予定されており、これは平成18年度の所得譲与税の取扱いと同一です。さて、税源移譲によって本県へ移譲される金額は、県民税及び市町村民税の合計でおよそ215億円程度(表②は、平

表② 税源移譲による個人住民税(所得税)の影響額

(単位:百万円)

市町村名	現行制度での試算額			移譲後の税率等での試算額			差引増収額		
	県民税 A	市町村民税 B	合計 C=A+B	県民税 D (4%)	市町村民税 E (6%)	合計 F=D+E	県民税 G	市町村民税 H	合計 I=G+H
1 甲府市	3,719	9,135	12,854	7,072	10,609	17,681	3,354	1,473	4,827
2 富士吉田市	830	1,910	2,740	1,591	2,387	3,978	761	477	1,238
3 都留市	473	1,063	1,536	917	1,375	2,292	444	312	756
4 山梨市	555	1,254	1,810	1,076	1,614	2,690	520	359	880
5 大月市	463	1,069	1,532	905	1,358	2,263	442	289	731
6 韭崎市	543	1,257	1,800	1,045	1,567	2,612	502	310	812
7 南アルプス市	1,139	2,570	3,709	2,228	3,342	5,570	1,089	772	1,861
8 北杜市	709	1,600	2,309	1,380	2,071	3,451	671	470	1,142
9 甲斐市	1,363	3,220	4,583	2,626	3,938	6,564	1,262	719	1,981
10 笛吹市	1,027	2,284	3,310	1,996	2,994	4,990	970	710	1,680
11 上野原市	499	1,201	1,700	968	1,452	2,420	469	251	720
12 甲州市	516	1,172	1,689	1,001	1,501	2,502	485	329	813
13 中央市	551	1,282	1,833	1,068	1,602	2,669	517	320	837
14 市川三郷町	262	574	836	514	771	1,285	252	197	449
15 増穂町	203	454	656	392	587	979	189	134	323
16 諏訪町	58	127	186	112	169	281	54	41	95
17 早川町	19	41	61	38	57	96	19	16	35
18 身延町	217	470	687	425	638	1,063	208	168	376
19 南部町	142	295	436	280	420	700	139	125	264
20 昭和町	353	852	1,205	675	1,013	1,688	323	161	483
21 遠志村	34	78	112	65	98	163	31	19	51
22 西桂村	60	130	191	119	179	298	59	48	107
23 忍野村	191	497	687	367	550	917	176	54	229
24 山中湖村	102	238	340	196	295	491	95	56	151
25 鳴沢村	46	105	152	89	133	222	43	28	71
26 富士河口湖町	422	994	1,416	805	1,208	2,013	383	214	597
27 小菅村	13	30	42	24	37	61	12	7	19
28 丹波山村	9	21	30	18	27	45	9	6	15
県計	14,517	33,924	48,442	27,993	41,990	69,983	13,476	8,065	21,541

備考 ① 試算は、「平成18年度市町村課税状況等の調」の所得階層別の課税標準額及び納税義務者数を用いて行った。

② 表中の県民税・市町村民税の試算額は、単純に「税額=課税標準額×税率(4%+6%=10%)」として計算したものであり、実際の課税額を示すものではない。

・分離課税は含んでいない。また、配当割・株式等譲渡所得割との調整等は考慮していない。

・現行制度で実施されている定率減税については、この試算では制度自体無いものとして計算した。

・移譲後では、所得税と住民税の人的控除額の相違による増減分は本来控除しなければならないが、ここでは控除していない。等々。

※ 表示単位未満四捨五入のため合計額が合わない場合がある。

税源移譲への対応、納税者に対する公平性の確保等は重要ですから、県では、平成18年度から、従来から実施してきた地方税法48条による徴収の引継ぎ等に加え、市町村において徴収ノウハウの蓄積や徴収

マネジメントの強化が可能となるよう県職員の派遣事業や総合県税事務所への研修生受入事業を始めるとともに、市町村職員研修所と連携して税務研修の充実に努めてきたところです。平成19年度においても引き続き市町村と連携を図りつつ、県・市町村税の徴収確保に取り組んでいきたいと考えています。

## むすび

## 5

成18年度課税状況等の調の数値を用いて試算した結果です。表の備考へも書きましたが、試算値は概算数値であること、経済の変動による住民の所得状況の変化等により実際の課税額は増減があることから、一応の目安としてとらえてください。ですが、税率の10%フラット化により、課税標準額200万円以下の所得階層では税額が2倍になること、定率減税の廃止等により税額が増加する納税者が多数にわたることなどにより、徴収の現

場では滞納者の増加が懸念されているところです。こうした滞納者が現実増加しないよう、行政が毅然とした対応をしていることを納税者に認識してもらう必要があります。また、生じてしまった場合に的確に対応できるよう職員の徴収に対する意識を高め、徴収技術を磨いておく必要があります。さらに、場合によっては、組織体制の整備が必要とされる場合もあると思います。

# 県の税収確保対策の取り組みについて

山梨県税務課

上小澤 始

## はじめに

平成18年度の税制改正において、三位一体の改革の一環として、平成19年から、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われました。本県では、市町村分・県分合わせて、215億円程度の移譲が見込まれています。財政基盤の安定を図る上で、この移譲分を確実に税収として確保していくことは市町村と県にとって、重要な課題です。

また、ほとんどの納税者は、税金を納期限内に納付する「善良な納税者」ですが、一方で支払う能力があるにもかかわらず、

「悪質な滞納者」が、滞納を繰り返す。悪質な滞納者に対して厳正に対処していくことは、税務行政への信頼を確保していくための基本です。

今後、地方分権を推進していく中で、地方自治体は、自らの権限と責任をもって住民サービスを構築していくためには、これまで以上に徴収確保のための努力をしていかなければなりません。

## 県の徴収状況

県の徴収率（調定した税額に対する収納された税額の割合）の状況をみますと、平成10年度までは、全国平均を上回って推移していましたが、それ以降は大きく落ち込み、平成17年度の県徴収率は、5・5%で全国41位です。

次に、滞納税額（現年分及び滞納繰越分の翌年度に繰り越される滞納額の合計）の状況をみますと、平成10年度には約38億円であったものが、平成17年度には約42億円と9・8%増加しています。また、滞納税額の税目別の構成比は、平

1

2

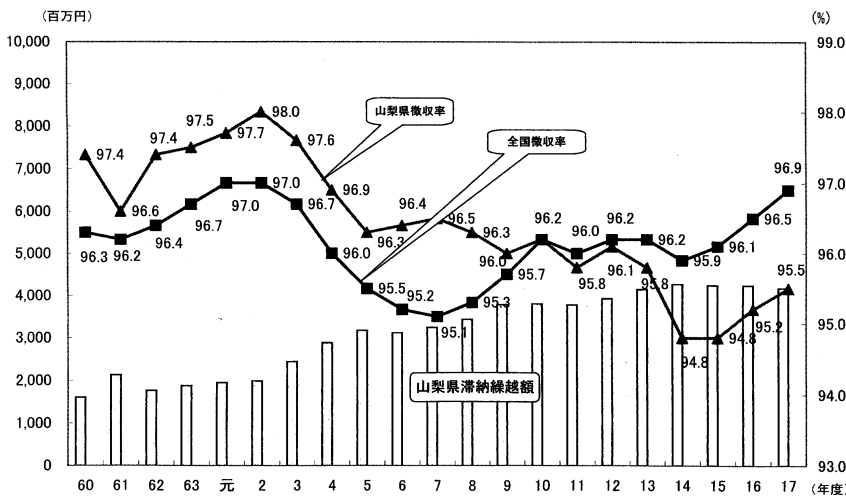
成17年度の決算の状況では、

- ・ 個人県民税 35・2%
- ・ 自動車税 27・5%
- ・ 不動産取得税 19・5%

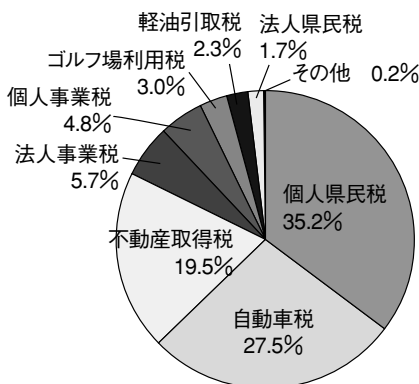
となっており、この3税で全体の約82%

を占めています。この3税の滞納税額の縮減を図っていくことが大きな課題となっています。

徴収率・滞納繰越額の推移



平成17年度 県税の税目別滞納繰越額の状況 (%)



# 県の税収確保特別対策

## 3

県では平成10年度から、税収確保特別対策を実施しています。この対策は、大きく次の3つの視点に立って、組み立ててあります。

### ① 自主納税の促進

納税者に納期限までに自主的に納付してもらうため、納税環境の整備による納税者の利便性の向上を図るとともに適切な時期に納税広報を徹底して行うこと。

・ラジオ・テレビによる広報

・新聞広告への掲載

・ポスターの作成 など

### ② 課税捕捉の徹底

適正・公平な課税の実現とより多くの税収の確保を図るため、実地調査を計画的に実施し、課税の捕捉を徹底すること。

・不申告法人や新規設立法人に対する調査

・不正軽油等の脱税行為の調査

・自動車税に係る身体障害者等減免の車両調査 など

### ③ 滞納整理の徹底

支払う能力があるにもかかわらず納付しない滞納者等に対して、財産差押等の滞納整理を徹底して行うこと

・全税務職員による自動車税の一斉電話催告、休日臨戸の実施 など

ここでは、平成18年度の県の税収確保特別対策の主な取組みを紹介します。

### (自動車税のコンビニ収納)

地方自治法施行令の一部改正により、地方税についても、私人への収納委託が認められたことから、県では、平成17年度の自動車税の定期賦課分からコンビニ収納を実施しています。

コンビニで電話や水道、電気、ガスといった公共料金の支払いが広く行われるようになり、早朝から深夜まで休日もなく営業しているという特性から、コンビニ収納を導入することは納税者の利便性の向上に繋がるとともに、納期内納付率、さらには徴収率の向上にも繋がっていくと期待しています。

平成17年度のコンビニ収納の利用率は、13・1%、平成18年度（H19・1末）は20・1%となっております。

その結果、納期内納付率は、導入前の平成16年度が62・2%で、平成18年度は65%に上昇しています。

### (タイヤロックを使用した)

#### 自動車の差押え

今年度から、再三の納付催告にもかかわらず、県税（自動車税、不動産取得税、

個人事業税等）を納付しない悪質な滞納者に対して、タイヤロック装置を使用した自動車税の差押えを実施しています。

県では、これまで、自動車の差押えは、輸送・管理コストがかかるという理由で行っていませんでしたが、タイヤロック装置を利用した手法が確立され、自動車税滞納者の駐車場で保管できるようになったことや他県で実績が上がっていることから、導入しました。

平成18年度の具体的な実施状況について紹介します。まず、差押えの前提として、平成18年8月末から9月にかけて県税滞納者60人に対して財産差押予告通知書に納付書を添えて送付しました。

これらの者のうち、全額納付した者や納付約束した者などを除く10人が所有する自動車14台に対して、平成18年10月6日付けで、自動車登録ファイルへの差押登録を行い、差押書とともに納付期限を指定した納付書及びタイヤロックの装着例の写真を同封して送付しました。

その後、差押えを行った10人のうち、9人が納付約束に応じましたが、依然として1人が納付又は納付約束に応じませんでした。

10月30日、総合県税事務所職員がタイヤロック装置による運行禁止措置を行うため、その1人の滞納者宅に向いたところ、滞納者から現金の支払いと約束手形の提供がありました。結果、この案件

はタイヤロックの装着までには至りませんでした。

これらの滞納整理の結果、10月30日現在で対象滞納額の約2000万円に対して、約1400万円が納付又は納付約束となるなど、納税促進効果が認められました。

今後も滞納整理の中でタイヤロック装置を使用した自動車の差押えを随時行っていきたくと考えています。



タイヤロック装置使用例

### (県職員の市町村への派遣)

個人県民税の滞納額は年々増加傾向にあり、前述したとおり、平成17年度決算では県税滞納額に占める割合は35・2%と最も高くなっています。また、個人県民税の送納率（徴収率）は89・1%で全国44位です。

平成19年からは所得税から個人住民税へ税源が移譲されますが、このままでは、従前以上に滞納額の増加が懸念され、個

人住民税の滞納額の圧縮は、市町村と県にとつて、喫緊の課題です。

このため、平成18年度において、個人住民税の収入の確保を図ることと市町村職員の滞納整理の技術の向上に資することを目的として、総合県税事務所の職員を市町村に派遣し、派遣先の職員の身分を併せもつて当該市町村の職員と共同で滞納整理に当たる取組みを実施しています。

#### 平成18年度の実施状況

- ・派遣県職員数
- 総合県税事務所市町村支援スタッフ6名(3人×2チーム)
- ・派遣の期間
- 一市町村3箇月
- ・派遣先市町村
- 北杜市、笛吹市(7月～9月)
- 都留市、甲州市(10月～12月)
- 山梨市、南アルプス市(1月～3月)

## 今後の取組み

県では、今後においても、徴収率の一層の向上に向けた取組みを実施していくとともに、市町村と連携した取組みの強化にも努めていきます。

平成19年度の主な取組みについて紹介いたします。

北杜市、笛吹市、都留市、甲州市での実施結果(7月～12月)を見ると、共同徴収の対象事案が491件、約3億4000万円(うち個人住民税1億2000万円)に対して、この期間中に、344件、約2億2000万円(うち個人住民税8千700万円)の滞納整理の処理ができました。

市町村の職員からは、これまで実施したことのなかった財産調査(銀行調査、税務署調査等)や財産(預貯金、給与等)の差押え、厳しい姿勢での納税交渉などを県の職員と共同で実施したことにより、滞納整理技術や滞納整理に対する意識の向上が図れたなどの声が寄せられています。

この事業が市町村の徴収体制の強化に向けてのインセンティブとなることを期待しています。

この事業については、平成19年度においても同様な体制で継続して実施していく予定です。

#### (地方税法第48条の取組強化)

地方税法の改正により、平成17年度から実施期間の上限が3箇月から1年に引き上げられるなど要件の緩和が図られています。また、平成19年度税制

4

改正において、都道府県が徴収の引継ぎにより個人住民税を徴収した場合の市町村への払込方法について、徴収金の全額を市町村に払い込み、当該市町村が個人の道府県民税に係る徴収金も当該都道府県に払い込む方法によることもできることとなる予定です。これらによりその効果が期待できることとなります。

これらを踏まえて、県内市町村の意見などを参考に市町村が受け入れやすい取組方法について検討していきたいと考えています。

#### (「搜索」と「インターネット公売」の導入)

これまでは、滞納整理の手段として、預貯金、土地・建物の不動産、電話加入権などを中心に差押えを実施してきましたが、インターネット公売が普及し動産についても売却が容易になった

ことから、今後は、これらに加えて、**搜索(※)**の手法を導入した動産の差押えやインターネット公売を実施していきたいと考えています。

2月22日には、総合県税事務所職員と市町村職員を対象とした搜索実務研修(午前は「搜索の実務とそのポイント」と題した講義。午後は住宅展示場を活用した搜索模擬訓練。)を開催し、テレビや新聞でも取り上げられました。

※「搜索」とは、国税徴収法上認められている財産調査であり、相手の意思に関わりなく行うことができる強制調査。搜索によって発見された財産は差し押さえ搬出し、公売等により滞納している税に充てる。

## おわりに

今後、地方分権の進展に伴い、各地方公共団体の徴税能力、徴税に対する姿勢が厳しく問われていくこととなります。

このような中、市町村と県が相互に協力し一体となって、「滞納は許さない」

5

という決意の下、力強い取組みを押し進め、税務行政への納税者の信頼を確保するとともに、徴収率の一層の向上を図っていかねばならないと考えています。今後も市町村の皆様方のご協力をお願いいたします。



# 特集 3

## 更なる徴収率の向上にむけて 山梨県総合県税事務所での研修

山梨県総合県税事務所(南アルプス市)

岩間 誠

### 市役所から県への併任発令

平成18年4月、私は併任発令により

南アルプス市役所から山梨県総合県税事務所調査課に配属されました。

ご存じのように平成19年度から、税源が所得税から個人住民税へ大幅に移譲され、地方税の徴収確保が重要化したことや、景気低迷による税金の自主納付率の悪化などが理由で、県が行う滞納整理の実務を市の職員が研修し、お互いの税源確保に努めようという目的

#### 1

でした。

実際、徴収する税目は違えども滞納者に対処する立場は変わりません。ですから滞納処分などの具体的な強制執行のやり方や徴収困難な滞納者への折衝方法及び差押可能財産の捜索や公売に至るまで、およそ滞納整理事務に関わる全ての事柄についてこの1年間でみっちり学習させて頂きました。

### 重要な財産調査

車検が切れて1ヶ月経った人に対して集中的に催告活動をするなど、ある程度状況の似通った滞納者に対して催告を行うのです。やみくもに行う催告活動よりはよっぽどスムーズに交渉できて効

#### 3

何度交渉しても納付してくれない滞納者に対して、最終的に行う処分が差押です。しかしそれを執行するために、差押が可能な財産を発見することが前提となります。そのため財産調査は重要な業務なのですが、それ以外にも財産調査は重要な意味合いを持っておりました。

生じた原因(倒産・破産など)もつかむことができませんでした。これらを把握することにより、その後の滞納者への接触方法に大体のめどがつき、最終的に徴収緩和(納税義務の執行停止)などにもつながりました。もちろん財産があるのに納付しない滞納者に対しては、差押処分を行うこともできました。

### 滞納者を分類整理して交渉

#### 2

当たり前のことですが、滞納とは納付日を過ぎても税金を納付してくれないことです。大体の人は納付日までに納付してくれますが、一部に納付してくれない人がいます。この方々(滞納者)に対してどのように接触し、納付を催すか。これが私たちにとっての最重要業務なのです。

れをひとつひとつ対処していき、解決できれば最高なのですが、徴税吏員1人あたりが受け持つ件数は約1500件にも及び、とても対応できるものではありません。そこで「滞納者の分類整理」を優先しました。

### 財産の差押

それは、滞納者の実情を把握するという側面です。何度も財産調査を重ねている内に、その滞納者が本当に無財産なのか、借金はどのくらいあるのか、勤務先・主要取引先はどこなのかといった実態が把握できました。また滞納が発

また、勤務先等に対する給与照会は、滞納者の生活環境に直接ひびいてくるものなので大きな反応があり、普段無反応な滞納者に対しても接触することができ、最終的に納付してくれるなど、かなりの効果がありました。

#### 4

滞納が発生する原因や状況は本当に千差万別です。滞納者ごとに原因があると言っても過言ではないでしょう。こ

分類整理とは、滞納者を高額な滞納者や、長期累積・常習滞納者、差押財産保持滞納者など、いくつかの分類に分けて整理し、それについて徹底的に対処するといった取り組みです。自動車税なら

法的には、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに徴収金

を完納しない時は差押をしなければならぬ」と規定されているため、差押は

どんだん行つて差し支えないのですが、やはりそれでは効率が悪いということがわかりました。

一口に差押といつてもその作業は繁雑です。シミスは許されません。1人の滞納者に対して集中的に事務を行う訳です。それから、その他の滞納者に対して手回りません。また、唐突な差押は滞納者の感情を逆撫でする結果を招き、そのような事態が多発した場合には今後の徴収業務に支障が出かねません。(怒鳴りこんで事務所に何時間も居座るなど、事務に支障をきたします。)やはり差押を滞納処分最終手段として、温存して催告活動を行うことが、スムーズな納税交渉につながると思ひました。

## 差押後の反応

実際に差押を行うと、様々な反応が返ってきました。例えば銀行預金を差し押さえた場合、特に個人事業主などは銀行から融資を受けている関係上、「信用問題に係わり、事業ができなくなつた。」など強い反応が返ってきました。その他、「生活ができなくなつた。」「職場の信用を失つた。」など厳しい言葉を受けることも多々ありました。

しかし、やはり税の公平性を考える

## 徴収の緩和

滞納事案の中には、これはどうしても

滞納者に対して十分財産調査を行つた上で、「差押予告書」等の文書催告を送付します。当然期日を決めて催告し、「期日までに納付又は連絡がない場合は差押を執行します。」と一文加えておきます。また、実際に滞納者宅に訪問もして面会し、「このままだと差押を行うこととなる。」と直接交渉します。こうした積み重ねを続けることにより、滞納者の自主納付が促され、格段に納付率は向上しました。また、最終的に差押を執行することになつても、「期日までに納付・連絡がなかったため、差押えを行いました。」と、滞納者に対してもしっかりやすい説明ができ、納得させることができました。

### 5

と申し訳ないが我慢してもらうしかない、よく言い聞かせました。そしてその交渉を裏付けるためには、やはり日々の財産調査や訪問調査が大事ななとよく思ひました。滞納者の財産・収入の実態をしっかり把握さえしていれば、本当に生活ができなくなるのか、それともただの虚言かわかるので、交渉がとても楽にできるのです。

### 6

徴収不可能だと思われる事例が多々

あります。例えば会社がすでに倒産している場合や、滞納者が死亡していて法定相続人がすべて相続放棄している場合などです。こういった場合、最終的には「納税義務の執行停止決議」を行つて徴収緩和の措置をとるのですが、ただ闇雲に執行停止をしてはやはり問題があります。執行停止を行うには、その滞納者が本当に財産をもっていないのかしつかり見極めないといけません。その点においてこの処理はとても慎重に行わなければなりません。やはりこの場合も各種外部団体に実態照会を行うことが重要だとわかりました。

## 最後に

この一年間の研修を経験し、滞納者にも色々なタイプの人間がいるのだなと痛感しました。納税について真面目に考えている滞納者は、真剣に相談してきます。実情を話して納税猶予や分納を懇願してきます。真面目に考えてない滞納者は、その場しのぎで分納約束を交わしてその後一向に納付しないなど、最初から納税する意志がないのです。こういった滞納者はどんだん差押をして構わないと思います。そういった滞納者は差押をされて初めて納税について真面目に考えてくれ、真剣に相談してくるのです。

現在、地方分権が強く叫ばれていま

産調査を行うのはもちろんのこと、税務署や市町村に滞納があるか確認したり、固定資産がないか確認したり、法人の場合には法務局に商業登記簿を確認したりしました。また、相続放棄を行っている場合には家庭裁判所にその状況について照会したりしました。加えて必ず現地に訪問調査に行き、自分の目で状況を確かめてきました。

納税の義務を停止するということは、絶対に間違いがあつてはならないことです。そのため様々な方面に情報を照会し、全ての徴収できる可能性を消去した上で執行停止を行うという、大変重要なことを学びました。

### 7

す。政府も地方分権に力を入れ、様々な権限を地方に移譲しております。そんな中、真の地方分権を達成するためにはやはり自主財源を確実に確保して、自らの行財政は自らで施行していくという姿勢が大事だと思います。この一年間で培った様々な滞納整理の実務をしっかりと市政にも反映し、更なる徴収率の向上を目指し、税の公平性がしっかりと保てた信頼のある行政を確立していきたいと思つております。

## 北杜市について

北杜市は平成16年11月1日に北巨摩郡を構成する9町村のうち7町村(明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村)が合併、さらに平成18年3月15日には小淵沢町が合併し、山梨県下で最大面積を持つ自治体として誕生しました。8町村の合併

### 1

という、面積だけでなく数のうえでも大規模な合併ではありますが、それを構成する旧町村各々の経済・財政規模は決して大きいとはいえず、財政基盤の脆弱な自治体同士の合併であったため、その設立当初から財政改革が喫緊の課題として立ちはだかっていました。

なってしまうということを意味しています。

国税庁は専門教育を受けた専門官が徴収を担当するのに対して、地方団体の職員は税の専門員ではなく、広く行政事務に携わる一般行政職員であるた

め、どう足掻いても国税並みの徴収能力を身に着けることは難しいといわざるを得ませんが、しかしまた、少しでもその水準へと近づけなければ、地方の責任を全うする財源を確保することができない状況に至ったといえます。

## 三位一体の改革

### (税源移譲)

### 2

さらに、地方分権を目的とした「三位一体の改革」により国庫補助負担金の廃止、地方交付税の削減、税源移譲が一体のものとして行われ、地方分権の実現という以上に、国自身の財政再建の荒波という現実が地方を襲うこととなりました。

特に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が目的とするのは、自治体の裁量幅の小さい国庫補助負担金から、各自治体が目的に合った処分を

行うことができる自主財源の獲得であり、これにより地方の自己決定権が拡大する点をメリットとしています。しかし、自己決定権に併せて自己責任も同様に求められることとなります。すなわち、その財源の流れを辿ると、同じ税金ではありますが、今まで国税庁が徴収していたものを、地方団体が徴収するということがあり、この意味において、徴収することができなければ3兆円の財源は画餅に過ぎないものと

## 北杜市行財政改革大綱と 行財政改革アクションプラン

### 3

北杜市では、平成18年3月に北杜市行財政改革大綱を策定し、①財政の健全化、②施策の再構築と市民との協働、③市役所の構造改革とスリム化、を3つの柱として、「市民と行政の役割分担の明確化」の基本理念の下に改革の方向性を示しました。

節減などの歳出面での改革は当然のこと、歳入面においても、収入確保の徹底として、「未集金対策の充実、強化」が掲げられており、具体的な取り組み内容としては、滞納整理の強化と滞納処分の実施が謳われて、自主財源の確保に努める姿勢が打ち出されました。

同時に、この大綱の実施計画として、取り組みのスケジュールや到達目標を具体的に落とし込んだ行財政改革アクションプランが作成されました。三位一体の改革に対応し、なおかつ財政の健全化に向けての実効的な取り組みとして、徹底的な事業実施計画の見直しや経費

# 山梨県総合県税事務所での 滞納整理業務研修

4

上で述べてきたように、「地方」である都道府県や市区町村の税務行政における徴収機能の重要性は飛躍的に高まり続けています。しかし、小規模な地方団体の実情を考えたとき、どうしても課税業務に重きがおかれ、徴収部門の運営は相対的に低い位置付けにならざるを得ませんでした。これは、北杜市を構成する旧町村においても例外ではありませんが、特に税源移譲後の地方団体運営における財源確保は自らの責任において行わなければなりません。今後は、地方自治体においても、なお一層厳格かつ適正な債権管理がなされる必要があるということです。

私は、今回の県税事務所へ派遣され

る前年、平成17年4月1日から1年間、税務課徴収担当として滞納整理業務に携わってきました。合併からまだ半年も経っていないため、徴収事務担当だけでなく、市の業務全体のあらゆる分野において旧町村8つの基準、8つの業務フローを統一する必要性があり、職員は今後数十年の北杜市のシステム作りにも苦心していました。そのような状況のもと、ノウハウの蓄積がない滞納整理・滞納処分業務について、先進団体にこれ学ぶことはもともと効率の良い業務の構築手段だと言えます。平成18年度から創設されたこの研修制度の創設は、まさに時宜に合ったものであったといえると思います。

## 研修の目標

5

市町村合併というタイミングは、これを好機ととらえ、今までの方針を転換し、より強力な事務運営を行えるようにするための基礎造りに絶好のチャンスであるといえます。実際に、全国的な市町村合併の進展とリンクして、徴収業務に対して積極的にリソースを振り向けることが出来

る環境を得た自治体が、差押などの滞納処分だけでなく、滞納処分の停止や即時欠損を積極的に行うようになりつつあるといえます。今回の研修において、私が設定した第一の目標も、滞納処分と滞納処分の停止、即時欠損に関して県が有するノウハウを体験し吸収することでした。

## 滞納処分と滞納処分の停止

6

租税債権の行き着く先は、究極的には完納か不納欠損の二者択一です。如何に複雑な事案であっても、その結末はともシンプルなものですよ。同様に、課税から始まって、滞納が発生した場合の滞納処分、滞納処分の停止に至るまで厳密に法律で規定されている以上、どの自治体でも、さらにいえばどの担当者においても基本的に取るべきの出来る選択肢は異なりません。

すなわち、滞納処分について規定する国税徴収法が目的とするのは、強力な自力執行権による租税債権の実現だけでなく、納税能力のない者については厳正な手続を経て保護をするという目的も有しており、職員各々の知識と経験、さらには組織全体での知識と経験の蓄積の度合いによって、大量の案件を適正に二つの結末のどちらに帰結させることができるのか差が出てくる可能性があります。例えば、例えて挙げるだけでも、納付能力のある滞納者をいかに滞納処分に至らせずに自主納付へと導くかという折衝・交渉技術から始まって、滞納処分の執行が可能な財産を如何に調査して発見するか、郵便が到達せず住所も異動していないで行方不明となっている

滞納者の所在をいかに突き止めるか、事業者や企業の資金繰り状況を適正に判断するために財務資料を読み解くことができるか、死亡したり倒産した滞納者に対する租税債権の承継を的確に判断することができるか、等々、対象となる滞納者が千差万別の背景を持っている以上数え上げればきりがありません。まさに、これらのノウハウは、書籍のみの知識だけでなく、実際にその現場で実戦経験しなければ効率的に身につけることはできないといえるのではないのでしょうか。私自身、受身にならずこちらが相手に対してイニシアチブを取りながら能動的かつ迅速に業務を進めるスキルを身に付けるために大変有意義な経験であったといえます。

## 徴収マニユアルWGへの参加による徴収マニユアル整備

7

先にも述べたように、国税と異なり地方公務員は専門職員ではない一般行政職であるため、異動は避けて通ることが出来ません。徴収コストをかけずに、組織としてのパフォーマンスを高め

て費用対効果を最大にするには、まず異動して来たばかりの徴収経験の無い職員の意識と知識レベルを速成で統一することが必要であり、そのためにもマニユアルの整備は必要不可欠であるといえます。また、徴税吏員の業務が通常の行政職と比較して個人完結的なものであるため、その執行の公正・公平さを担保し、なおかつ組織内で体系的かつ系統立てた事務執行を維持していくためにもこのようなテキストは必要だといえるでしょう。

しかし、現状、各職員が蓄積したノウハウはあくまで個人内で完結しがちであり、多大な労力を払ってテキスト化、共有化されることはまれであり、他の職員に伝えられるとしても、OJT等のように実践の場において先輩や上司からじかに伝えられ習得されていく傾向があります。このような状況では、せつ

かく蓄積されたノウハウが簡単に途切れて失われてしまう危険性ははらんでいます。

県税事務所では、今までの日々の業務において蓄積してきたノウハウを取りまとめたり、実務において各種書籍では補足しきれない部分を補うために課題研究された内容が、業務マニユアルとして整備されています。これは地方税法及び山梨県税条例を基礎として、具体的に業務手続を落とし込んだ総務部長通達「収納管理事務処理要領」から、部分的には補完し、また部分的にはさらに具体的に発展させた最前線でのノウハウが集積されて形になったものです。

さらに、法律の改正や社会情勢の変化に適応するため、毎年設置される各種ワーキンググループ等で見直しが行われています。私も、徴収マニユアル作成ワーキンググループに参加し、徴収マニユアルの見直し作業に携わることで、自分が経験したことをテキストとしてマニユアルにフィードバックすることの大切さを改めて認識することができました。

## 山梨県庁における徴税と北杜市における徴税の比較

8

県と市の業務における相違点を比較することは、市の業務体制の形成・改善へとフィードバックすることのできるヒントを数多く得ることに繋がりました。今後そのリストをまとめる作業を行う予定ですが、現金収納に関する細かなノウハウから、市町村と比べて人員も滞納者数も大規模となる事務組織の運営方法まで、20項目以上になり、

いずれも県税事務所の内部に身を置かなければ得られないものばかりでした。例えば、組織として効率的かつ効果的な滞納整理を進めるための、基本的な方針や計画の策定があります。個人々

の滞納整理のスキルアップが戦術であるならばこちらは戦略にあたるものがあり、どのような方針や計画・目標が策定され、事務執行がなされ、進捗管理や内容評価、見直し等が実施されているのか知ることができたのはとても大きな収穫でした。

そのほかにも、県が有する収納チャネル、滞納整理におけるコンピュータシステムの活用方法、起家や文書管理の方法、新しい差押財産の開拓や預金調査の電子化など、この場でなければ知りえなかったことは非常に多かったです。と思います。

## 徴収事務の今後

9

現在日本全国に一部事務組合の滞納整理機構の設置や、都道府県税と市区町村税を同じ地方税として課税から徴収まで一括りにした組織で行おうとする動きがはじめています。確かに都道府県と市町村では税目は異なるものの、同じ租税である以上、両者が柔軟に連

携して事務にあたることでかなりの相乗効果を得られる部分は多くあるはずです。そういった意味でも、県税事務所を体験することができたのは重要な経験であり、今後に生かしていかなければならないと気持ちを新たにすることができた研修でした。

# 滞納管理システム導入による 収納体制の強化について

南アルプス市収納課

荻野 猛

## はじめに

税源移譲に伴う自主財源の確保は、多くの自治体が課題として位置付けているように、南アルプス市においても、安定的な財源確保は、最も重要で緊急な課題です。特に徴収を取り巻く環境はますます厳しい状況下におかれ、今まで以上に、効率的な事務運営を円滑に行う体制づくりの必要性がでてきました。

このような背景を受け、合併からの2年間の現状を踏まえ、「事務を再点検し、業務上の無駄を省く」等の事務検証を行い、平成17年4月、行政改革大綱の策定における組織機構の改革を実施し、課の改編として従来の税務課より、徴収・管理部門の業務を引き継ぎ強化するために、新たに収納課が創設されました。

収納課においては、徴収・管理業務を

## 滞納管理システムの必要性

社会的背景による経済状況は、長期的好況にあるとありますが、地方自

治体の財政状態は極めて厳しい状況にあります。従来のシステムは、市の窓口

1

執務するうえで、合併当初(平成15年4月)から2年を経過して明らかになった問題点や、蓄積された徴収技術、情報を基に、一課の独立した業務として事務内容の再構築を行いました。そして、市の滞納整理を中心に行う徴収業務と、公金の入金消し込み及び口座管理を行う収納管理業務の二つの業務に対し、一層の事務改善を図り、効果的な滞納整理に必要な徴収事務手続きと税法上の手続きによる滞納処分等の徹底した徴収体制の確立・強化をめざし、滞納管理システムの構築を図ることとなりました。

このたび、自治情報誌「やまなし自治の風」への「税収確保対策の取り組み」が特集掲載されるに当たり、本市の滞納管理システム導入の背景を含めて、構築手順を紹介させていただきます。

2

業務を支える基幹的な汎用システムとして、全庁(支所含む)にLAN構築されたものであり、滞納整理に必要な機能は、主に収納、照会、発行、住民登録外登録機能等に限定され、汎用システムの活用による効果的な滞納整理・滞納処分の遂行には限界がありました。

また、履歴管理(住所・口座・交渉内容)の進行管理機能や滞納処分の事前準備に必要な各調査帳票作成機能等の滞納管理機能が不足しており、担当者個人が独自で管理し、帳票作成から宛名印刷まで手作業で処理し運用している

## 事務分掌の細分化

滞納管理システムの導入は、現状の問題点を改善、解消することが目的であり、その結果が、導入効果として見込まれ、最終的な導入成果となります。そのためには、各担当者が事務分掌を基に、今現在担当している業務内容を原点から見つめ直し、個々の事務内容の詳細について「将来的にどのように変更する必要があるのか」、「そのために必要なシステム機能は、どのようなものがあるのか」という観点に立ち、今抱える問題を把握し今後の在り方を含め、検討す

3

る必要があります。

そこで滞納管理システムの導入準備をするうえで、具体的な日常業務を出来るだけシステムに反映し、構築に結びつけて考えることで、業務の細分化を行い、滞納管理システムの機能について、検討・調査を進めることとしました。

収納課は、管理職1名、職員6名で構成されており、6名の職員で徴収業務を行っている他、日常的に滞納者の自宅を戸別訪問し、収納や徴収指導を行う徴収嘱託員5名がおります。

限られた職員数で、管理業務も併任せざるを得ないことから、滞納に対する収納、公金収納消し込み、口座データ登録修正、市税等口座振替データ作成等に1名の職員が携わり、併せて、日々・月次作業も通常業務として行っている状況でした。

このことから推測できるように、管理業務との重複作業が、重点的に執行しなければならぬ滞納整理業務を圧迫していたことから、収納業務の改善

## 本市の徴収形態

業務の細分化を検討する段階から本市の徴収形態を崩すことなく、システム導入を行うことが課題の一つであり、中でも職員と徴収嘱託員の連携の強化が重要課題でありました。5名の徴収嘱託員は、合併前の旧町村単位を基準として地区別に割り振り、訪問徴収を行います。この形態を地区別グループ管理として位置付け、システム構築の柱の一つとしました。

徴収嘱託員は、個別滞納者カードを携帯して滞納者宅を訪問し、滞納に係る公金の収納、口座振替制度への加入促進指導を業務として行います。

そのため、個別滞納者カードの定期的な差し替え、収納状況の把握と転記、訪問時の領収書発行及び日報作成業務は、すべて手作業で処理しなければなりません。このことにより多くの時間

による作業の合理化及び省力化も検討が必要となりました。

業務改善の対応策として、今まで職員が行ってきた公金収納消し込み作業を外部機関へ業務委託すること、滞納管理システムの導入とを並行して検討に入り準備を進め、双方の業務を年度内に一括し集中的に改善するための業務推進に取り組むことにより、業務改善が図られました。

### 4

と労力が必要となり、戸別訪問件数が制限されると同時に、滞納者カードの携帯は、個人情報外部流出の危険性が伴うため、システムの情報の保護強化措置として、早急な改善が必要でした。これらの問題は、システム構築における業者提案に反映され、携帯端末（タブレットPC化）導入へと繋がることとなりました。

地区別グループ管理は、職員と徴収嘱託員が二人一組編成でグループを形成し、滞納整理を進めます。地区別に抽出した対象者に対して文書催告を段階的に行い、徴収嘱託員の訪問指導と連携し、滞納整理の強化を図ります。

徴収形態を明確にすることで、地区別グループ管理を補う機能が、新システムに十分な機能として備わっているかを機種選定の段階で検証できるよう事前

に内部検討を重ね、新たな滞納整理計画を立案し方向性を具体的に定めることで、各社の滞納管理システム機能を見

## 機能要求と機種選定

極めるための判断基準を明確化し、評価精度を高めることとしました。

### 5

滞納管理システムの導入を検討するにあたっては、収納課及び情報システム課による滞納管理システム導入検討会を発足させ、要求される機能について機能要求表を作成し、各対象業者からの回答を求めました。提出された回答書から、機能の有無についての事前確認を行い、選定対象各社にデモンストレーションの実施を依頼し、検討会メンバーの分野（収納課員は滞納管理機能の検討、情報システム課員は、システム運用面等の検討）において、項目別採点集計により、最も総点数の高い業者のシステムを選定する総合評価方式を採用することにしました。

収納課の各担当者が日常業務で実感している汎用システムに不足している機能、担当者がワープロソフトや表計算ソフトで独自に作成発行している帳票作成

成作業、課員全員が滞納整理を進めるうえで共有しておくことが必要な経過記録、現住所や住所履歴などの基本情報機能など固定観念にとらわれることなく改善ポイントを具体的に文書化し、事務事業の明確化を図ることで意見を集約し、課員全員の共通認識として滞納管理システムの機能要求表（150項目）を決定しました。

事前に機能要求表の回答結果から、「○印は標準システムとして、機能を備えている」「△印は標準機能はないが、運用でカバーできる」「×印は機能がなく、カスタマイズが必要。」等を確認し、それぞれ参加業者によるデモンストレーションで、実際の画面操作表示展開や作業手順を含め、検証・評価を実施しました。

## システム構築

### 6

新たにシステム導入を決定し、本市の状況に沿った滞納管理システムの構築に向けた具体的なスケジュールをスタートすることとなりますが、導入に際し、

まず、そのシステムを活かすための適用業務の流れや運用変更の可否について課内で検討を行い、運用はできる限り提案されたパッケージシステムを基に

設計・開発することで、必要となるカスタマイズを最小限に留め、導入期間短縮と費用負担の軽減を図ることにしました。

システム構築に際しては、機能要求書作成の段階から本市の徴収形態の現状分析を検証し、システム運用面での融合を考え、事務の正確化・迅速化・高度化等の管理効果への期待と省力化、導入経費の節減等の経済効果を図ることを目的としました。

併せて長期に渡りシステムの予想効果と有効的な活用を図るためには、システム自体が簡便であり、職員全員の利用が図られ、組織内で情報を共有化し協働関係を保ち、導入成果を向上させることが最も重要と考えました。

本市は、現在、本庁舎と5支所(旧町

村役場)で行政運営を執行しており、各支所では窓口業務を中心に市税等の納税、納付書再発行及び各種証明書発行を、汎用システムの運用により行っております。

システム設計と合わせ、滞納管理システムの設置・運用場所を検討した結果、支所における職員の納税に対する説明責任と合わせて、滞納者対応の交渉窓口の分散化が懸念されることから、支所への新システム配置を見送ることとなりました。

このような観点から、滞納管理システムの効果的な運用を図るうえで、既存の汎用システムの配置状況や職員配置、支所の統廃合等を含め、業務の現状と将来像を十分調査・検討し、システムを構築する必要性がありました。

## データ整理・連携

システムの運用形態を決定し、機能確認作業が終了すると、汎用システムからのデータ連携と移行するデータの確認作業に入ります。データ連携については、事前に連携するデータの内容をどの程度にするのかを決定しておく必要があります。

システム設計の段階から、汎用システムの情報を引き続き使用することを前提に、移行データのコンバートだけでは補うことができない部分を、滞納管理システムでの構築を基本として計画を進

把握とその解決方法などを協議しておくことで、作業軽減と導入期間の短縮に繋げることができました。

本市では、平成15年の合併時に、旧町村から移行するデータを精査し新市汎用システムへ取り込む作業が行われていたことで、収納データは全て電子化され管理されていきました。そのため、今回の滞納管理システムの導入にあたっては、滞納データの手入力作業が発生することなく、スムーズにデータ移行作業を終了することができました。

しかし、既存の法人住民税システムは、合併後に独立した新システムとして構築・導入したものであり、データ連携については、開発業者間で若干の調整が必要となりました。

更に、導入目的の柱の一つである徴収嘱託員用の携帯端末(ハンディターミナル機)で入金処理を行った場合、収納データの連携をどのように行うかが課題となりました。徴収嘱託員が徴収した現金を消し込むタイミングが、指定金融機関を経由し会計課に届く市町村公金日計表分に含まれなければ、財務会計(会計課)と一致せず、収入日計表による納付額等の突合作業に支障が出てしまいます。

今までは、収納課職員がOCR機器での読み込みにより作成していた公金収納消込データ作成作業は、前述のとおり、外部機関へ業務委託する計画が同時進行中でした。徴収嘱託員の徴収金を消し込む作業に限って、業務委託から

切り離し、消し込み業務を残すことは効率化・省力化を後退させてしまい、どうしても避けなければなりませんでした。その対応策として、徴収嘱託員の徴収金は、帰庁後、滞納管理システムから「公金収納集計表」として帳票印刷し、会計課に現金を添え入金する処理方法を執り、また公金収納消込受託業者に対しては、通常の各種納付書と同様に「公金収納集計表」も判読しデータ処理化できるよう、それぞれの業者に対して、機能として追加設計を依頼することで解決を図りました。このように例示した業務体系・導入形態に沿ってデータ確認作業が伴います。

システムへのデータ移行後は、個人の基本情報(住所、氏名、生年月日等)の確認作業、重複者等の関連付けを行うなど、汎用システムでは管理ができなかった者に対して新たに登録修正し、滞納整理に着手できる環境を整える作業が発生します。

合併前の旧6町村において、それぞれ住民登録外として登録されていた者が、合併を契機に同一市内に複数存在するといった合併時のみ発生する特別なケースや、旧町村システムで登録されていた外国人登録データに問題があり、データ移行への障害となったケースもありました。このようなデータ修正作業は一時的なもので、滞納管理システムの導入により発見することが可能となりました。発見が困難であったデータを修正することなくそのままにしておくことで、

### 7



改善の機会が先送りになり重複なデータとして持ち続けることを考えれば、滞納管理システムを導入したことにより、改善が図られた導入効果といえます。

## 運用開始

導入に伴う修正作業は、適正なデー

汎用システムからの日次更新が無事行われることを確認し、運用を開始しました。各担当者が要求した機能が備わっているか、帳票類の作成も含め検証を行い、疑問点は電子メールで質問・回答(Q&A)を開発業者に問いかけ、結果は課員全員が共有できるようにし、質問の重複を防ぎました。

短期間に大量の催告書を発送する場

## 今後について

本格的な少子・高齢化社会を迎え、行政の果たす役割はますます大きくなっています。今後、税源移譲に伴う市税調定額は大幅な増加が見込まれますが、反面、滞納額にも大きな影響が現れ、極めて厳しい状況が予想されます。限られた財源を住民サービスのために効率的・効果的に活用することがますます重要になってきます。

滞納管理システムの運用は、滞納整

データベースシステムに整える良い機会であるとともに、職員共通理解の下で、分担作業することにより、新システムの操作環境に早期に熟達することでもあり、本稼動時期を早めることになると考えました。

処理に沿った操作手順をマスターして行くことで、不明な点等をお互いが操作補佐しながら機能確認も合わせて行いました。システム・デモンストレーション時点で、事務手順に合った画面構成や簡便な操作環境であることも評価の基準としていたことや、滞納管理システムに合わせた事務処理に実務処理作業をすり合わせることで、効果が期待できるシステム機能の活用を心がけました。

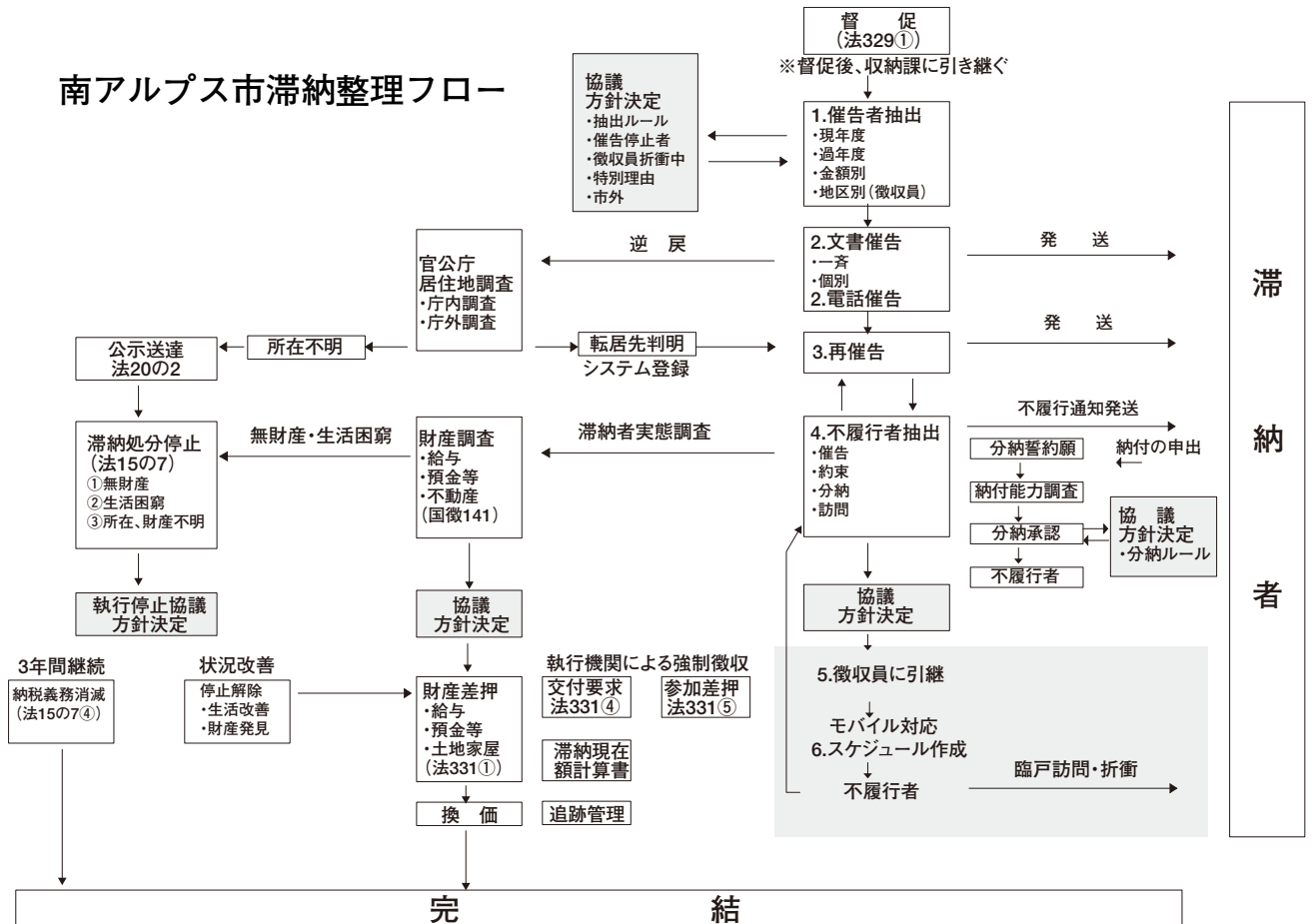
理・滞納処分を行うための環境整備の一つに過ぎません。個々の職員が、専門性の高い税務行政の中で、より一層の徴収技術の向上や職務水準の充実強化に努め、共通の滞納整理計画を継続的に実行してこそ、滞納管理システムの導入効果が現れると考えられます。

本市においては、昨年5月に市税等収納対策本部を設置し、全庁的に新たな取り組みを開始したところです。

8

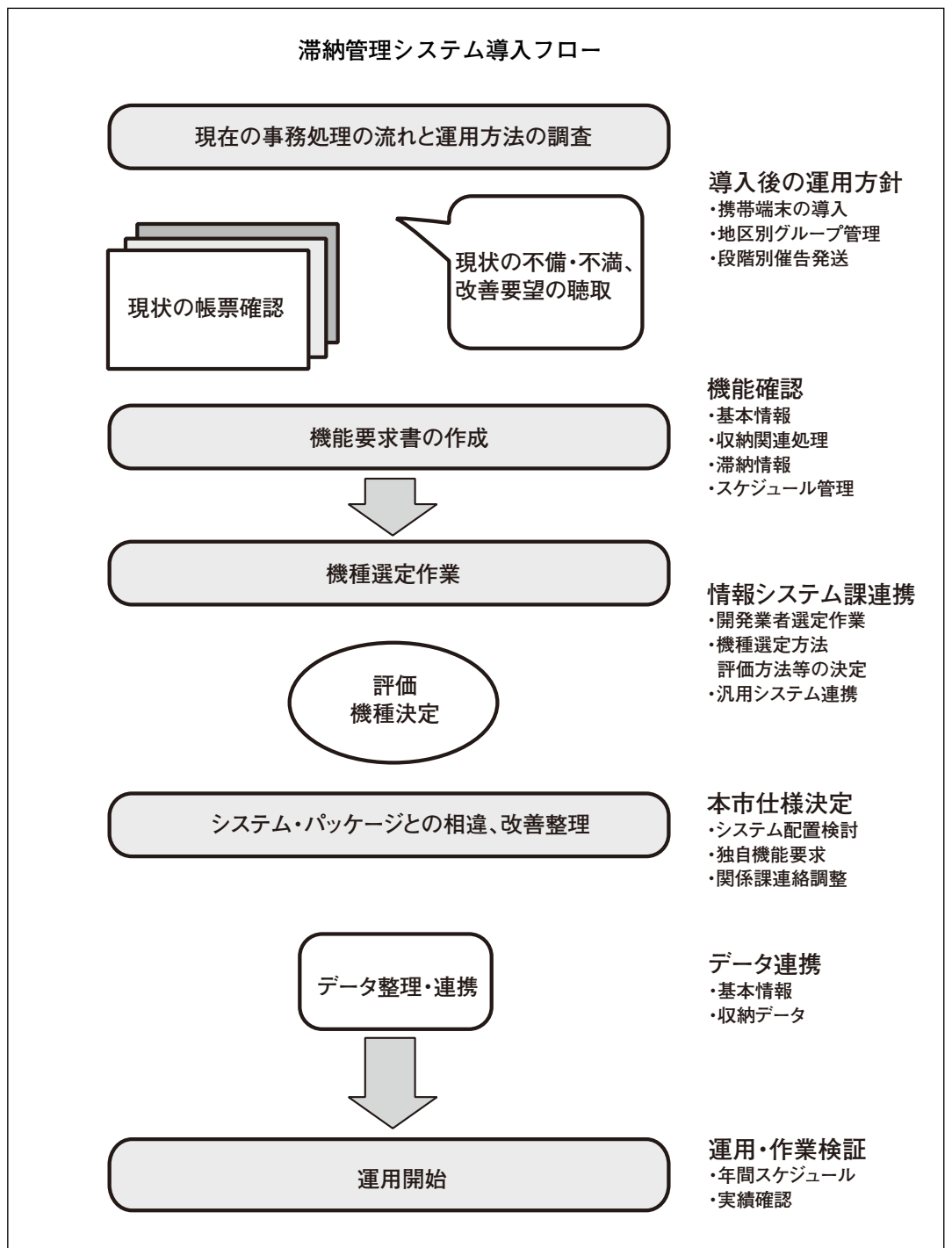
9

### 南アルプス市滞納整理フロー



また、本年1月から3月末までの間、山梨県総合県税事務所派遣職員との連携による共同徴収事案を処理する中で、金融機関への臨場調査をはじめ、滞納処分（差押・換価）等の手法について実践習得し、専門的知識の継承に努めています。

一方、行政評価の取り組みとして、総合評価システムの構築も進められており、事務事業の見直し・有効な改善策の策定・職員の意識改革等に全職員が取り組んでいるところです。当然ながら、滞納管理システムの導入についても、コスト評価（費用対効果）の調査対象でもあることから、今後も検証を重ね、徴収技術の向上や着実に成果に結びつける努力を繰り返しながら、実効性のある取り組みを図っていききたいと考えています。



# 上九一色村の 分村同時合併によせて



旧上九一色村長

小林 實

上九一色村の歴史は、古閑・本栖に開所があり、甲斐の人が駿河から塩や魚を運んだ魚の道「中道往還」として発展した地域であり、明治22年7月の町村制施行に伴い、九一色村を廃して上下に分割し、梯、古閑、精進及び本栖の4地区をもって上九一色村として発足しました。戦後満州からの引き揚者等が富士ヶ嶺地区に入植し、現在の5つの地区となりました。人口は少ないものの、東西9・2km、南北17kmで三方、山に囲まれ、面積は86km<sup>2</sup>、標高500〜1200mの間にあり芦川溪谷、精進湖、本栖湖、青木ヶ原樹海、富士ヶ嶺高原と自然豊かな村として歩み続けて来ました。また、集落は生活の環境も異なり、古閑及び梯地区は、自給農業と国中への勤め、精進、本栖は民宿、売店等の観光業、また、富士ヶ嶺地区は県下最大の酪農地域であり、一つの村ではありますが、「溪谷と湖と高原の里」というキャッチフレーズが示すとおり、それぞれ特色のある地域でもあります。村づくりの基本理念である、「住民が共に尊重・協力し、自然環境の保護や緑豊かな潤い、出会いふれあいを大切にする村づくり」を目指し住民と行政が相互に信頼・協力し村づくりに努めてまいりました。

生活圏域は村の北部地域の古閑、梯地区は国中、村の南部地域の精進、本栖及び富士ヶ嶺地区は富士北麓地域であり昭和48年甲府精進湖線が開通し、南北の交流が一層深まりました。更に平成6年には、無料化となり交通料も増加し地域が活性化して来ました。この時期には、オウム真理教の問題やガリバー王国等の問題で村として大変な時期でもありました。そうした悪いイメージもあり、新しい村づくりに役職員一丸となって頑張ってきました。

「富士北麓合併推進研究会」から、河口湖町と法定合併協議会設置を求める直接請求が提出されました。河口湖町は、合併に対し積極的であり、勝山村と足和田村に合併協議の参加を働きかけました。同じ生活圏域であり財政が厳しい状況下でもあり、協議が進んでいきました。本村は議会と協議の結果、合併に関する住民意識調査を実施しました。調査は地区住民の生活圏域を枠組とした項目を主に実施しました。

その結果、合併を希望する南部3地区は、北麓地域が66%、北部は中道町及び甲府市が62%と分村合併の方向性が住民からも示されましたが、本村の先人達が築いて来た、自然豊かな村を、平成の大合併といえども分割する事は極めてむずかしく、今までの村づくりの目標を失ってしまう事になり、いくら住民の意向といえども決断するのに時間が必要と考えました。

また、昭和の大合併の際にも合併ができない村として現在まで頑張ってきた事を思う時、時代は変わり、変化や改革の時とはいえ、分村の決断をするには、住民との直接対話が必要であったことから、古閑・梯地区の5集落ごとの合併説明会を開催致しました。河口湖町との合併は、古



地方分権時代に入り、本村も平成13年12月に住民グループによる「富

関・梯地区との距離が30km以上あり、交通や生活圏域でなく極めて困難であったり、有料道路が無料となっていたことから、中道町との合併を希望する者が多数でありました。

こうしたことから中道町との合併協議を進めることとしました。その後住民の合併に対する意識が次第に高まり、分村合併へと進む道も見えて参りました。この背景には県の行政管轄区域が二分化されていた事がありました。保健所、土木、林務行政、また、管轄警察署も市川警察署と富士吉田警察署に分かれ、それに関係する団体も同様に二つに分かれていました。近隣町村との相談や協議を何回と重ね上九一色の今おかれている状況を申し上げ、理解を得られる事が大切であり、中道町及び芦川村と協議し、甲府市との協議を進める方向で分村について進めてきました。しかし中道町が合併方針を変更し、心配の日々が続きましたが、結果的に甲府市と合併協議に入る事となり、村としては再度地区説明会を開催し、また、議会とも何回も協議を重ね、平成14年4月30日、村を二分して合併する方針を決定しました。議会も満場一致で了承を戴き、分割合併やむなし、平成の大合併のなかで分村同時合併を進めることと

いたしました。平成14年6月には、河口湖町、勝山村、足和田村、上九一色村の法定合併協議会が、さらに、同年10月には、甲府市、中道町、芦川村、上九一色村の法定合併協議会が設置され、二つの合併協議会で同時に協議を進めることとなりました。これを受け、村では平成14年10月2日に分村研究会を設立し、分村にむけての取組みを協議しました。

しかし、合併協議が進むなかで、平成15年11月、中道町の住民投票が行われ、法定協議会から離脱したため、甲府市と飛び地合併という状況になり、このために協議会が一時中断となった時は、分村合併の難しさを改めて思い知らされました。そのため、芦川村も再協議となり、合併協から離脱していききました。さらに、河口湖町外2ヶ村は、本村の同時合併が時間がかかることから、平成15年11月15日に先行合併をしてみました。そのために本村の南部の議員が不信感を持ち近隣村との合併も検討するようになり、本村が混乱した時期もありましたが、その後中道町が甲府市との合併に結論を出し、合併協議会が再開されることとなりました。いろいろ紆余曲折はありましたが、住民の意向を十分尊重し、分村同時合併を特例法の期限内

に成し遂げることが、本村にとって最も最大の行政課題であり、それに向かって全力で取り組み、短い時間でしたが平成18年3月1日分村同時合併することが出来ました。

分村に当たっては、課題もいろいろありましたが、関係者のご協力により歴史と伝統ある上九一色村に幕をおろすことができました。平成の合併が良かったか悪かったかは、そこに住む人達の意識と地域の情熱に

かかっております。合併は必ずメリット、デメリットがありますが、将来の子供や孫のために私達は、今与えられた事を精一杯やる事が大切です。これからの社会は、大きく変わっていきます。合併協議での将来像にむかって合併して良かったと言えるよう希望致します。関係者の一層のご活躍をご祈念申し上げます。



# 苦言提言

Kugen Teigen

## サードエイジとは…

今まで家族のために働いてきた人達がリタイアした後、これまでの社会経験を生きかし、成熟したオトナの生活を楽しみながら学び伝えていく人々のことを意味する。これからはサードエイジが世の中をリードし、次につなげていく役割が重要でしょう。



Midori Goto

後藤みどり

(有)コマツガーデン 代表取締役

「私がやらずに誰がやる！私にしかできない！」弱冠20歳の、思い込みが激しい娘が考えたプロジェクトX…。

どんな美しいバラも、どこでも育つ丈夫な根がなければ咲くことはない。だったら、日本一丈夫なバラ苗を、きれいな空気と水がある山梨で作ればいい。世界中のバラを売り、美しい丈夫なバラを全国へ届けたい。父から譲り受けた総合園芸店から、バラ苗のみを扱う専門店としての再スタートを切った。更に、外国から入った苗の品質に満足できず、自社生産に踏み切った。

それから22年。振り返れば無我夢中で突っ走ってきた。

船出は順風満帆どころか、最初から嵐の荒海への航海。商業から農業へ転身するにも容易ではなかった。行政へ相談しても具体的な解決策はなく、農地取得に2年かかった。でも、諦めたくない。どうせ育てるなら県内で最高の条件の場所と、行き着いた先は、北杜市白州町。美しい自然、浄化した砂質土に良質の水。条件は整い、いざ目指すは高品質のバラ苗生産。苦労は

承知で、除草剤無使用、有機栽培とした。「食物ではないのに、なぜそこまでするのか？」と問われたら、「すべてはこの美しい自然のため、未来のため…自分のため…。」と答えた。

地域を巻き込んで産地化に取り組むが、そう甘くはなかった。栽培のノウハウができるまで10年かかった。一年一年、前進あるのみ。こだわり続けて、今では日本中に苗を送り、海外の視察団も訪れるようになった。

試行錯誤の歳月の中でバラに教えられ、バラから学んだことは「人間の都合では植物は育たない。」という事。我々が植物に近づき、寄り添う努力をしないと共生は成り立たない。

だが、現実社会では、人間は自然を無視し、自然からどんどん離れてしまっている。近頃、自然回帰の声を聞くようになり、自然に癒しを求め始めてきているが、時既に遅し。自然破壊は止まらない。危機感は募る一方である。

そこでバラという自然を相手にして培っ

た経験から、自然との共生を回復し、豊かで美しい山梨を目指すために、山梨の自然を愛し、熟知し尽した行政の方々に提言したい。

「市民生活の現場や自然環境の中にもう一步踏み込んでみませんか。」仕事の枠を外して地域に飛び出し、自ら相手に近づき、触れ合っていくことで、今まで見えなかったこと、気づけなかったこと、感じなかったことに出会えるはず。バラ作りは、バラの発する声、欲するものに耳を澄まし、見えないものを見る力を養うことが基本だが、同様に、行政の方々には、人々の生活や自然の中に飛び込んで、見えにくいものに目を向け、聞こえにくい声に耳を傾けていただきたい。本当に必要なこと、本当に必要な予算の活きた使い道はそこから見えてくるはず。一步踏み込んで近づくのは、努力もエネルギーも要るが、相手との関わりを通して得られる喜びやパワーは測り知れない。職員一人ひとりのパワーと意識が高まり、高まったパワーが連携すれば、進化のエネルギーは無量大。さらに、

地域の人々からも「行政の人がここまで親身にしてくれるなら、私たちも頑張ろう！」と協働の芽生えも期待でき、絶望的と思えた自然との共生にも希望を見出せるだろう。

五感が研ぎ澄まされると、見えないものを見る力や気づきが増し、人や自然を大切にする心が育っていく。思いやりは、親切や愛や希望に連なり、真の豊かさが芽を出すことだろう。真に豊かな大人の姿や活動を見て、子どもも真に豊かに育っていく。その芽がやがて大樹になり、自然を大切にする風土となつて定着するまで長期ビジョンをつなげてゆける計画を持って、バトンを渡し続けてほしいと思う。

そしてリタイアした後も、今までに学んだ知識、仕事で親しんだ分野の経験を、楽しみながら学び伝えていくサードエイジになっていただきたい。自分の得意分野で思う存分社会参画していただきたい。サードエイジのボランティア力で山梨をもっともっと魅力的で楽しくしてゆけたら、地域は輝き、人々は元気になるだろう。

# F がんばっていま～す。

ighting

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



観光振興課  
**角田 一満**  
(笛吹市)

「桃、ぶどう日本一の郷」笛吹市に春の足音が近づいてきました。早いもので県庁にお世話になって、もうすぐ1年となります。

観光という分野は山梨の未来、そして笛吹市の未来を担う重要な分野だと認識しています。今後もよいところを伸ばし、改善する点は深く改善するそんな観光を目指し邁進していきます。

4月からは、ここで得た知識を生かし笛吹市でがんばります。観光部の皆様、1年という短い間でしたがありがとうございました。



循環型社会推進課  
**山崎 公誌**  
(山梨市)

市町村職員研修制度により、昨年4月に山梨市より当課に配属され早一年になろうとしています。環境に関する業務は初めてであり、さまざまな面で当初は戸惑いもありましたが、ようやく仕事にも慣れ、おぼろげにも環境行政について把握することができたのではないかと思います。

私が在籍する職場は、環境問題に関する啓発活動を主な業務としています。とりわけ、地球温暖化については、ここ数年の異常気象によって私たちの生活にも実感を伴うようになってきた問題であり、その対策は緊急の課題です。地球温暖化について知れば知るほど、負託された業務の重要さを痛感する毎日です。

残る期間もあと僅かとなりましたが、不慣れな私を暖かく指導していただいた職場の皆さん、貴重な経験の機会を与えていただいた山梨市の皆さんに感謝するとともに、この経験を今後の行政運営に生かせるよう、業務に精励していきたく思います。

最後に、この「自治の風」をお読みいただいたすべての皆さんにお願いです。ご自宅に戻ったら、電化製品をちょっとチェックしてみてください。不要な電気使っていませんか？小さな日々の心がけが地球温暖化防止の第一歩です。



道路管理課  
**鶴田 圭司**  
(山梨市)

平成17年4月より山梨市から交流派遣職員として、土木部道路管理課に配属され、早いもので2年間の派遣期間もあと2ヶ月程となりました。当初は新しい環境の中での仕事に不安や戸惑いの毎日でありましたが、周囲の皆様にご指導、ご助言をいただきながら充実した日々を送っています。

道路管理課では道路維持担当として、県管理道路の維持修繕事業、道路標識などの道路付属施設に関連した仕事をしています。これまでも土木技術職員として、これらの業務にも多少は携わってきた経験もありましたが、仕事を通じて、多くの方々と話をする中で自分の知識、経験の乏しさを痛感しました。しかし、市役所勤務では得ることの出来ない貴重な経験を積むことが出来ました。

最後に、ご指導いただいた道路管理課と関係各所の皆様、貴重な機会を与えていただいた山梨市の皆様へ感謝するとともに、残り僅かな期間ではありますが、少しでも多くのことを学び、この経験を山梨市での仕事に活かしたいと思います。



総合県税事務所  
**岩間 誠**  
(南アルプス市)

平成18年4月より南アルプス市から山梨県総合県税事務所調査収税課に配属され、租税徴収実務の研修を受けさせて頂いております。早いものでそろそろ研修期間の1年が終わろうとしているのですが、その間に本当に沢山の実務や理論を学習・経験させて頂きました。

地方税法に基づいた収税業務は県・市ともに差異はないのですが、実際に滞納処分を執行する段階になると、やはり県税事務所の皆様が長年培ってきた実績・ノウハウが役に立ちます。滞納者にはそれぞれ様々な事情があり、滞納が発生する原因も千差万別です。そこを的確に見極め、適切な法の適用と長年の経験を駆使し、粘り強く納税交渉する。どんな納税相談にも快く応じて問題を解決していき、時には滞納処分も執行する。そんな柔軟性を持った納税交渉が、実際に自分が体験することで自然と身に付いたと思います。

この一年で培った収税業務の全てを南アルプス市に還元し、租税徴収率の向上に貢献して安定した財源の確保に尽力していきたくと思います。今までお世話になった県税事務所の皆様、本当にありがとうございました。残り僅かな期間を大切にこれからも頑張っていきたいです。



下水道課  
**山本 健介**  
(笛吹市)

4月より笛吹市役所から土木部下水道課へ派遣となり、早くも1年が過ぎようとしています。当初は全く新しい環境ということもあり、不安や緊張もありましたが、周囲の皆様からご指導頂き、職場にも慣れることができました。

下水道課では、公共下水道担当として市町村の下水道事業の補助金の確保や調整に関する仕事をしています。国の補助金を扱う業務のため、国土交通省の出先機関を訪れる事も多く、市役所では経験することのできない貴重な体験をさせて頂きました。

また、市町村との調整を要する業務では、県職員の事務処理能力の早さや、きめ細やかさなど、驚きの連続でした。この職務をとおして学んだ多くの経験は私の人生にとって大きな財産であり、笛吹市に戻ってもこの経験を活かして努力していきたいと思えます。

最後に土木行政の経験のない私に、熱心にご指導して下さいました下水道課の皆様、本当にありがとうございました。



中北建設事務所 峡北支所  
**小野 弘**  
(北杜市)

平成17年4月より中北建設事務所峡北支所(旧峡北地域振興局建設部)に配属され、早いもので2年が経ちます。赴任当初は職場環境の変化に戸惑いと不安がありましたが、職場の上司や諸先輩、同僚の方々に支えられていながら、派遣期間を過ごすことができました。

担当している道路課では、道路の改良工事を主な業務とし、県道の計画から設計・施工監理まで一連の業務を行います。道路行政とは、住民の貴重な財産の協力により事業が成り立ちますので、常に住民本位の姿勢で業務することが求められ、緊張とやり甲斐を感じる職種であります。時には住民から厳しい意見も頂きますが、住民の声に耳を傾けながらより良い道路づくりができるように心掛けたいと思えます。

最後に、親切にいただいた職場の上司や同僚の方々、このような貴重な機会を与えてくれた北杜市の皆さんに感謝するとともに、県で学んだことが少しでも北杜市で活かせるように頑張り努力していきたいと思えます。



観光資源課 (富士山ボランティアセンター)  
**加々美 宏子**  
(富士吉田市)

富士山と織物、そしてうどんのまち富士吉田市から参りました加々美宏子です。観光資源課に席を置き、主に2つの団体の業務に従事しております。県と富士北麓市町村等で構成される富士山憲章山梨県推進会議を母体とする富士山ボランティアセンター、そして、富士山五合目周辺公園利用協議会です。いずれも、富士山の自然環境保全意識を高め、富士山を美しいまま未来に引き継ぐため、地域住民の方々だけでなく、日本全国の方々を対象に、普及啓発を中心とした活動を展開しています。

地元生まれ育ちながらも、富士山については知らないことが多く、また、県という大きな組織の中で、どのような結果を残せるのかと、反省と緊張を繰り返す毎日でしたが、職場の皆様の温かく力強いご指導のおかげで、今まで勤めることができました。また、業務を通して様々な方々の人間性に触れ、大変実りある2年間を過ごさせて頂きました。

今後は、職場でお世話になった皆様への感謝と、県で培った経験を糧に、富士吉田市職員として、富士山を誇りに、地域の活性化に努めてまいります。



森林整備課  
**藤原 克樹**  
(北杜市)

平成17年4月から、森林整備課の森林育成・保護を担当している藤原克樹です。課員の皆様の温かいご指導をいただきながら、現在は、森林国営保険や森林災害、間伐事業に関する業務をしております。

この派遣期間では、森林整備関係事業や関係制度等の知識が得られたばかりでなく、書類作成や打合せなどを通じて公務員としての仕事への取り組み方を学ぶとともに、県の組織体制・人材活用のための諸制度・情報の共有化等の実態を知ることにより、自分自身や組織のあり方を見つめ直すこともできました。さらに、他県や国の担当者に関わることで、これまでより広い視野で物事を捉え、考えることができるようになった気がします。

しかし何と言いましても、多くの頼りがいのある方々と人間関係を構築できたことが一番大きな成果であり、これからの財産であると思えます。

今後は、この経験を自己満足で終わらせることなく、事業執行などを通じて、お世話になった方々や市民の皆様に恩返しをしたいと思えます。

## ふじかわぐち安心e-ネット 地域の安心・安全の確立と 「コミュニティの活性化のために」

富士河口湖町企画課  
情報推進係

梶原

浄

### はじめに

富士河口湖町では、インターネットや携帯電話等を活用して地域の皆さんと安心安全情報を共有する『ふじかわぐちこ安心e-ネット』を活用して、地域の安心安全の確立に取り組んでいます。

これは総務省の「地域安心安全アクションプラン」の実現に向けた事業の一環で、財団法人地方自治情報センターが開発した「地域安心安全情報共有システム」を活用し、身近な生活空間における地域の安心・安全の確立と、コミュニティの活性化を目指しています。町では、このシステムにより電子掲示板や地図情報をホームページに掲載するとともに同報メールを配信。防犯・防災等に幅広く対応できる情報システムを構築するモデル事業として、平成17年度の実証事業を経て、平

成18年度から本運用しています。

### 「ふじかわぐちこ安心e-ネット」ができるまで

住民の身近な地域や観光施設での犯罪の発生の増加、また他市町村と同様に若年層を狙った犯罪や災害等について地域住民の関心が高く、施策・事業の展開が求められています。

町ではこうした状況に対して防犯パトローラーの巡回など様々な取り組みを実施し、自主的防犯活動を呼びかけています。その中で「いつ、どこで、どんな犯罪が発生したか」などの犯罪情報や防犯情報を提供するとは、地域にあった効果的な防犯対策を講じるためには必要なものであると考え、本システムを導入することとなりました。

導入にあたり、企画課が先進事例・

関連情報を収集し、実証事業実施に向けた調査を行い、体制としては、企画課情報推進担当、同地域情報担当、管理課防災・防犯担当、教育委員会学校教育担当による検討チームを設置しました。システムの導入コンセプト、運用方法の検討を行い、所轄警察・地域消防団への参加要請、情報提供依頼、モニターの募集、説明会を実施しました。また、道路・交通情報や不法投棄情報などの情報提供の実現の可能性も視野に入れ、システム構築にあたりました。

### 「ふじかわぐちこ安心e-ネット」の運用

本システムでは、町から地域住民・観光客等を対象に、「防犯・防犯情報」、「野生サル位置情報」、「交通・道路情報」、「コミュニティ」、「防災無線放送」と5つのカテゴリーに分けられた情報

を、専用ホームページの電子掲示板、電子地図に掲載し、利用登録者に対しては電子メールでその情報を配信しています。また、携帯電話での地図情報の閲覧やGPS機能付携帯電話からの位置情報付の情報投稿やカメラ機能付携帯電話からの画像情報の投稿も可能となっています。

2次元バーコード(※QRコード)ポスターを町内の公共施設、商店、ショッピングセンターやコンビニエンスストアなど約100箇所に掲示しており、携帯電話を利用して、簡単にホームページへ接続することができます。





電子メールでの情報の受信は、利用者によって配信される情報の選択ができます。利用登録は、ふじかわぐちこ安心e-ネットのサイトのトップページから申し込むことができます。現在の登録者は約500名、町広報紙や小中学生保護者向けのチラシ配布などにより案内をお知らせし利用者拡大に努めているところです。

なお、投稿された情報の掲載確認や電子メールの一斉配信のためのシステム作業には、公的個人認証によるシステム管理者のログインが必要とされています。公的個人認証を使用することにより、なりすましを防止したシステム管理者の厳格な本人確認による運営ができ、利用者のメールアドレス等の個人情報保護対策も実施しています。

### カテゴリー別提供情報

「防犯・防災情報」は、警察が提供する防犯情報、教育委員会が提供する子供の安心に関わる情報等が配信されます。警察からは緊急性を要する情報の他、犯罪統計情報が定期的に町役場に送信されます。教育委員会からの子供の安心に関わる情報は、教育委員会に町内の学校から寄せら

れる不審者情報等が対象となります。教育委員会は学校や保護者等へ事実確認を行い、情報の信頼性が得られた情報を配信しています。

「野生サル位置情報」は、農作物や時には人間に対しても被害を与える野生サルの群れの位置情報を配信しています。これは山梨県環境科学研究所から農林課農業振興担当へ生態調査の目的で寄せられる野生サルの位置情報を配信するものです。また、熊の出没・目撃情報についてもその内容を随時配信しています。

「防災無線放送」は、町の防災無線で放送した内容をメールで再送することにより、放送を聞き逃した方や、耳の不自由な方への情報提供として、情報が配信されます。

### 利用者の声

・新聞・TV等メディアが取り上げない情報をいち早く発信されることを期待します。  
・行政と学校と地域が協力して、子供達に対する犯罪等が減ることを期待しています。

・住民が投稿でき、みんなが情報を共有できることは安心できるまちづくりに参加できているような気がします。

ます。  
・聞きそびれる事のあった防災無線放送の内容が画面で読めることはありがたいです。

### 今後に向けて

本システムの導入に際し、既に平成16年度の実証事業でこのシステムを導入している全国20団体の運用状況を調査し、本町での活用方法を十分に検討し、住民・観光客の皆さんのためにも犯罪防犯情報だけではない地域に密着した安心安全情報を提供するべきだと考えました。そこで、「野生サルの位置情報」「防災無線放送情報」等のカテゴリーを設け、住民の皆さんの支持を多く得ることができたと考えています。また、民間施設にそれぞれ出向いてご説明し、ご理解いただいた上で2次元バーコードポスターを掲示していただいたことにより、情報提供者として利用登録してもらったこともできました。地域住民に密着したコツとした活動が普及につながったと思われまます。

今後は、すでにカテゴリーとして分けられている「道路・交通情報」でのイベントによる交通規制などの情報に加え、道路工事や除雪作業の状況の

配信や、町役場からの連絡として利用予定の「コミュニティ情報」を利用することによる情報の充実等を検討していく予定です。また国際観光地である富士河口湖町の特徴から外国語での情報の配信、携帯電話での地図閲覧の操作性向上、障害者へ配慮したホームページづくり等、より一層、住民、観光客に利用していただけるよう考えていきたいところです。

<https://safety.town.fujikawaguchiko.yamanashi.jp/>  
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です



# 自治 Q&A

お答えします！

地方債協議制度について

教えてください

A

Q

地方債制度は、平成18年4月に「許可制度」から「協議制度」へと移行しました。  
地方債協議制度は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重するとともに、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、平成11年に成立した地方分権一括法において関係法律が改正され、平成18年度からの導入が決定されていたものです。

## (制度の概要)

協議制度のポイントは、明治以来続いてきた地方債の許可制度という「原則として地方債の発行を禁止する」という制度を廃止し、「原則として地方債の発行を自由とする」という制度になり、原則と例外がこれまでと180度変わるということです。

財政状況が健全な地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事に協議を行えば、仮に総務大臣等の同意がなくても、あらかじめ議会に報告をして地方債を発行できることになっています。また、地方公共団体は、協議において総務大臣等が同意をした地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができ、同意のある地方債についてののみ元利償還金が地方財政計画に算入されることになっています。

その一方で、普通会計の実質赤字額が一定以上の団体、公債費等の比率が一定以上の団体、赤字公営企業等は、地方債を発行するときは総務大臣等の許可を受けなければならぬ（許可団体にとどまる）こととされ、早期に財政健全化への取り組みを促すための早期

是正措置が導入されています。

## (許可団体にとどまる水準)

(1) 普通会計の実質赤字額により許可団体にとどまる水準については、標準財政規模に対する実質赤字額の割合が、標準財政規模の額が500億円以上の地方公共団体で2・5%以上、200億円規模の団体で5%以上、50億円未満の団体では10%以上とされています。  
(2) また、公債費等を測る指標としては、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、従来の起債制限比率について一定の見直しが行われた新たな指標として「実質公債費比率」が導入されています。起債制限比率からの主な改正点は、満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの統一、満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立不足額の比率への反映、PFIや一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費の原則算入、公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰入金金の算入等となっています。

この実質公債費比率により許可団体にとどまる水準については、

従来、一般市町村について、起債制限比率が14%以上の団体に公債費負担適正化計画の策定が求められていたこと、実質公債費比率は起債制限比率に比べて平均4%程度高い数値となる見込みであること等から、18%以上とされています。

(3) また、赤字公営企業の営業収益に対する赤字比率により許可公営企業にとどまる水準については、従来、起債許可に当たり地方公営企業経営健全化計画の策定を要請されていた水準である10%以上とされています。

### (簡易協議等手続)

協議制度移行後の地方債の協議手続については、地方債計画で予定された地方債について同意を円滑に進めるため、簡易協議等手続が導入されています。

簡易協議等手続とは、予め通知される同意等予定額の範囲内で行われる協議等については、原則として、協議内容に即し速やかに同意等が行われる手続のことをいいます。

なお、簡易協議等手続は、一部の地方債を除いて、許可団体の許可手続に準用されることになっていくため、起債に許可を要する団体の事務手続についても、基本的には協議団体と同様の仕組みにより行うこととされています。

### (留意事項)

公的資金が充当されず、かつ、交付税措置がない事業の財源とする地方債を起す場合についても、協議は必要です。

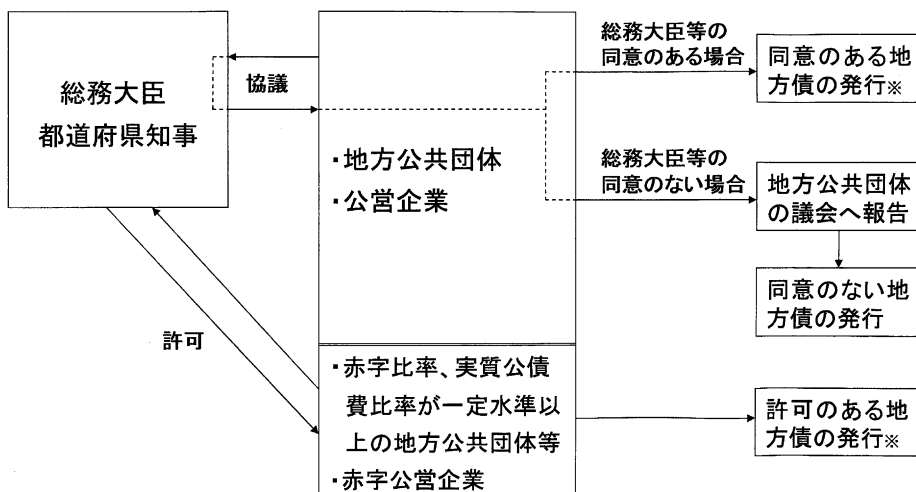
また、同意は不要であると地方公共団体が判断した場合であっても、地方公共団体は、総務大臣等と「協議の上」同意を得ないで地方債を発行できるものであり、協議を経ないで地方債を発行することは違法になります。

協議制度移行後も、地方債の発行は、同意を得る、得ないに関わらず、地方財政法第5条等に規定されている適債事業についてのみ行えるものです。協議制移行後においても、いままです適債事業とされていなかった事業について、同意を得ないで地方債を起すこと

ができるようになるというわけではありません(いわゆる「赤字地方債」については、臨時財政対策債など法律に根拠があるもの以外は発行できません)。また、適債事業のうち同意等基準に合致しなかったものについては、議会に報告を行えば起債することが可能で

すが、その場合、建設事業に充てる地方債であればその償還年限が当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないようにしなければならぬ等、法令の定めを守らなければならないことも当然のことです。

## 地方債協議制度のしくみ



※総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、  
・公的資金の充当  
・元利償還金の地方財政計画への算入

## 第7回 山梨市「桃花能」

山梨市

平成19年4月7日(土)  
(会場: 笛吹川フルーツ公園 野外ステージ)



山梨市の産業、観光、芸術文化の振興のために第7回「山梨市桃花能」を開催します。演目は、仕舞「花月キリ」、「花筐クルイ」、狂言「柿山伏」、能「嵐山」です。

また、その前に市内小学生による仕舞、早稲田・國學院・日本大学の学生による発表も行います。新日本三大夜景・関東の富士見百景の一つである笛吹川フルーツ公園で、咲き競う桃の花とともに能の幽玄な世界を味わってください。また終了後は、眼下に広がる夜景をお楽しみください。

## 大月さくら祭り

大月市

平成19年3月31日(土)~4月15日(日)  
(会場: 岩殿山・真木お伊勢山)



祭りの期間中、岩殿山丸山公園「ふれあいの館」周辺でBGMを流し、花見席や、登山道への提灯の設置をします。丸山公園ではライトアップもするので夜桜も楽しめます。

また、真木お伊勢山にも花見席を用意し、色々なイベントを行います。

2会場とも桜と一緒に日本一の富士山も眺望できます。是非お楽しみください。

## 第5回えんざん桃源郷

甲州市

### 「ひな飾りと桃の花まつり」

平成19年2月10日(土)~4月18日(水)  
(会場: 旧高野家住宅「甘草屋敷」)



厳しい冬が終わるころから春の花が咲き誇る季節にかけて、桃の花に彩られたひなまつりが催されます。

塩山地区の特産物などをイメージしたつるし飾り、祭りや行事の中で伝承されてきた江戸・明治・大正・昭和時代の「ひな人形」の品々を、「甘草屋敷」を主会場に展示いたします。

その他の展示会場として、花の寺「放光寺」、恵林寺「武田信玄公宝物館」、ドライブイン「信玄館」。期間中特別展とし、放光寺では「甲斐源氏 安田義定展」、武田信玄公宝物館では「不動明王となった武田信玄・山本勘助」を開催いたします。

## 身延山久遠寺の

### 「しだれ桜」

身延町

平成19年3月下旬~4月上旬  
(会場: 身延山久遠寺)



身延山久遠寺周辺は、日本さくら名所百選に選ばれるほど、全国で有数のさくらの名所です。

特に久遠寺を飾る樹齢400年を超えるしだれ桜は、全国しだれ桜10選にも選ばれ、薄紅色の花が地面に垂れ下がる様子は豪華絢爛、大変見応えがあります。

3月下旬からしだれ桜の様子を『今日のしだれ桜』として毎日(土、日、祝日を除く)最新の画像を身延町HPで紹介しますので、ぜひご確認のうえお出かけください。

※観桜期の土、日曜日には、道路が大変混雑するため交通規制が行われますので、ご協力をお願いします。

## 「鳴沢つつじ祭り」

鳴沢村

平成19年4月28日(土)・29日(日)  
(会場:道の駅なるさわ)



富士山の樹海の赤松林にミツバツツジ群(約2,000株10,000本)が自生しています。

ミツバツツジは、葉より先にピンク色の華麗な花をつけるツツジです。

ツツジが咲く頃開催される「鳴沢つつじ祭り」は、春の遅い富士北麓に春を告げるミツバツツジを觀賞するお祭りです。

祭りの期間中は特産品などの屋台も出店され、なるさわ富士山博物館の自然探索路が無料開放されます。

## 第37回 春一番

### 花と緑の増穂植木まつり

増穂町

平成19年4月14(土)・15日(日)  
(会場:増穂町利根川センター前)



約200種類2万本の植木、花、盆栽の販売が行われます。

また、花の寄せ植え教室(日曜日のみ)や木製プランターづくり体験、特産品の販売、ゆずワインやラ・フランスワインの試飲販売などが行われ、多くの人で賑わいます。

2日間、午前9時から先着200名の方に花木の苗木をプレゼントします。

## 夏まつり丹波

丹波山村

平成19年7月29日(日)  
(会場:丹波山村交流促進センター周辺)



毎年7月の最終日曜日に開催される夏まつり丹波は「多摩川の自然を守ろう。水と緑とふれあいまつり」をテーマに昭和62年から始まりました。

当日は、歌謡ショー、マスのつかみ取り、カヌー教室などの楽しい催しや郷土芸能のささら獅子舞の披露もあります。

子供達に人気なのは、川に浮かべた丸太を歩いて渡る水上丸太渡りです。

夜には、丹波深谷の夜空を彩る迫力満点の花火大会で楽しい真夏の1日を丹波山村でお過ごし下さい。

## 第26回「深田祭」

葦崎市

平成19年4月15日(日)  
(会場:茅ヶ岳 深田記念公園)



深田久弥(ふかだきゅうや)は、「日本百名山」をはじめとする数々の山岳著書、小説、紀行文など文壇で活躍し、日本の山岳界に大きな足跡を残した登山家です。

氏は茅ヶ岳で急逝されましたが、氏の遺徳を偲び、没後10年目の昭和56年に深田記念公園に記念碑を建立し、毎年「深田祭」を開催しています。

当日は氏の辿った道筋で、登り2時間半、下り1時間半ほどのトレッキングを楽しんでいただくとともに、氏の記念碑前で碑前祭を執り行います。

# 市町村 振興協会たより

## 平成19年度市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所の研修等について

今回の市町村振興協会たよりは、本協会の上部団体である（財）全国市町村振興協会が設置運営している市町村職員中央研修所（以下「市町村アカデミー」という。）及び全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化アカデミー」という。）の研修について、両アカデミーの平成19年度新規科目並びに本協会が実施している両アカデミーの研修受講経費に対する助成金制度について紹介します。

両アカデミーとも市町村を取り巻く状況や市町村のニーズを踏まえ、既存の研修科目においても必要な見直しが行われており、詳細は、平成19年度研修計画(市町村アカデミー：平成19年1月23日付送付)及び平成19年度募集要綱(国際文化アカデミー：平成18年11月6日付送付)を参照願います。

### I 平成19年度新規科目

#### 市町村アカデミー

##### (1) これからのトップマネジメント

副市町村長を対象に、地方分権時代に対応できるトップマネジメントのあり方等を目的に実施

##### (2) 新・三位一体改革と税財政

三位一体改革の内容を踏まえつつ、市町村が直面する行財政運営の課題等への対処能力向上を目的に実施

##### (3) 下水道事業の経営管理

下水道事業の経営の効率化や健全化のために必要な専門的知識や実務遂行能力向上を目的に実施

##### (4) 活力ある山村の創造

活力ある山村の創造に当たっての諸課題に対処できる能力を養成することを目的に実施

##### (5) ふるさと帰郷と地域間交流～人口減少社会への対応～

ふるさと帰郷と地域間交流の推進をめぐる諸課題に対処できる能力を養成することを目的に実施

##### (6) まちづくりと都市交通政策

まちづくりと一体となった都市交通政策を推進するために必要な能力を養成することを目的に実施

##### (7) 都市の地域福祉～新しいセーフティネットと自立支援～

生活保護の問題、ホームレス対策、ニート問題等、都市の地域福祉をめぐる諸課題に対処できる能力を養成することを目的に実施

#### 国際文化アカデミー

##### (1) 学習する組織を目指して～政策形成・人材育成・組織開発～

自治体の組織マネジメントの向上を目的に実施

##### (2) 食育の推進

市町村食育推進計画の策定や食育推進施策の研修をはじめ子どもへの食の大切さや楽しみを理解することができるような取組みの紹介等、食育を総合的に企画推進できる能力の養成を目的に実施

##### (3) 行政評価システムの導入

行政評価をこれから導入する、または試行中の自治体の職員を対象に、行政評価の円滑な導入を中心とした内容として実施

##### (4) 企業会計的手法導入による公会計改革

バランスシート等財務諸表を行政経営への活用も視野に入れながら作成することを目的とした内容として実施

##### (5) 自治体のイメージ戦略

自治体の政策ビジョンの形成とそれに沿ったイメージの発信方法を中心とした内容として実施

##### (6) 障害者福祉事務

障害者自立支援法施行後の現状と今後の動向、障害福祉計画の推進、相談支援・就労支援・地域生活支援事業等を内容に、必要な専門的知識や実務遂行能力向上を目的に実施

### II 研修受講経費に対する助成金制度

本協会では、両アカデミーの研修受講経費について次のとおり助成をしています。

#### 市町村アカデミー

市町村アカデミーについては、研修期間により助成。(研修受講経費の約1/2)

3日間…………… 8,000円

4日間…………… 10,000円

8日間…………… 20,000円

10日間…………… 24,000円

※市町村長特別セミナー及び市町村議会議員特別セミナーについては全額助成。

※市町村職員を対象とするセミナー（「市町村の課題」戦略セミナー）については研修受講経費の1/2助成。

#### 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

TEL：043-276-3737 FAX：043-276-5250

URL：http://www.jamp.gr.jp/

e-mail：j-academy@jamp.gr.jp

#### 国際文化アカデミー

国際文化アカデミーについては、研修受講経費の1/2助成。ただし、研修受講経費のうち、特別交付税により財政措置される研修科目は、その額を除いた額の1/2助成。

※市町村長及び市町村議会議員を対象とした特別セミナー等については全額助成。

#### 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）

TEL：077-578-5931 FAX：077-578-5905

URL：http://www.ijam.jp

e-mail：soumuka@ijam.jp

問い合わせ

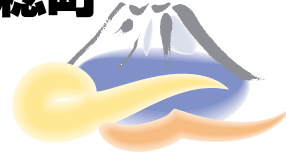
（財）山梨県市町村振興協会

TEL：055-237-3153 FAX：055-237-5788

URL：http://www.ympa.or.jp/ e-mail：yamanashi@ympa.or.jp



シリーズ  
ま・ち・自・慢  
増穂町



Masuho-cyo

## 増穂ふるさと自然塾

～自然と遊ぶ「環境学習拠点」～

豊かな自然資源を有する平林地区において、子供から中高年層までの幅広い層が自然の中の生活を通じて、楽しみながら自然や命の大切さを学ぶための環境学習拠点となるのが「増穂ふるさと自然塾」です。

ここでは、集落及び周辺一帯に「学習ゾーン」「体験ゾーン」「観察ゾーン」を設定し、地域の特色を活かした体験プログラムを実施しています。「学習ゾーン」にあるセンター施設・自然体験ハウスでは、平林の自然・歴史・文化に関する展示や案内、動植物の生態を観察・学習するための必

要機能が備えられており、併せて自然の中の生活体験の場として、宿泊用コテージやテントサイトもあります。

平林地区の集落を中心とした「体験ゾーン」では、平林交流の里「みさき耕舎」を拠点に、棚田での米作りや農園での野菜作り等の農業体験、そばやうどん打ちの食体験を地元住民の指導のもとで行います。自然の恵みである食材の大切さを理解するとともに、自然と人間の暮らしのつながりを感じる体験ができ、自然や命の大切さについて一層理解を深めることができます。



### お問い合わせ先

増穂ふるさと自然塾 自然体験ハウス  
山梨県南巨摩郡増穂町平林3337-11  
電話 0556-20-1080  
FAX 0556-20-1088  
<http://www.town.masuho.yamanashi.jp>

### ◆平成19年 体験プログラム(予定)

- 4月 桜池で春をさがそう
- 5月 農業体験(田植え) 櫛形山を歩こう  
野草を調理してみよう カブトムシを幼虫から育ててみよう
- 6月 ムササビに会いに行こう 櫛形山を歩こう  
森のカエルの観察会
- 7月 農業体験(じゃがいも掘り) 昆虫標本を作ろう など



**信玄公祭り**  
信玄公祭りは県下最大のお祭りとして知られており、なかでも4月7日に行われる甲州軍団出陣は、信玄公とその重臣24将の武者軍団が出陣する様子を再現したものです。  
桜の花が咲き誇る春、甲府盆地は四百年の時をこえ、一気に戦国時代にタイムスリップし一大戦国絵巻が繰り広げられます。  
この信玄公祭りに一般の方が参加することもできます。詳細についてはお問い合わせください。  
問い合わせ先  
(社)山梨県観光物産連盟 055-231-2722